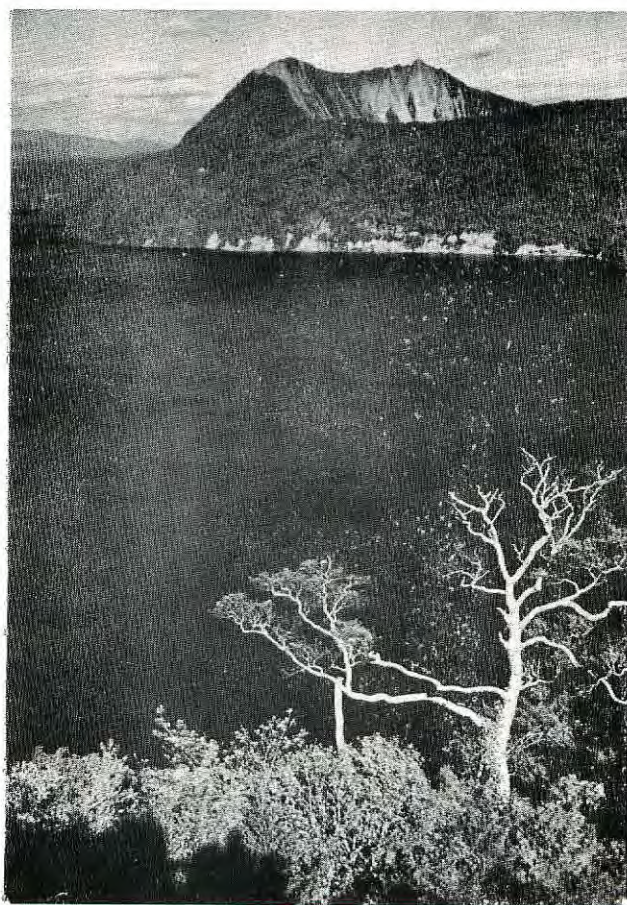


北海道議會時報

第 4 卷 第 7 號

昭 和 27 年 7 月



北海道議會事務局

第 7 號 目 次

議會の動き

第二回定例道議會

北海道議會開發審議會……………九

常任委員會……………一〇

特別委員會……………一〇

震災対策特別委員會……………一六

會

合

全國都道府縣議會議長會幹事會……………一九

北海道開發審議會（總會）……………一九

資

料

第十三回國會で成立し又は提案されている法律及び法律案について……………二〇
時報既掲載各法案のその後の動きについて……………二〇

地方税法の一部を改正する法律について……………二七

地方自治法改正法案について……………二七

公職選挙法改正法案について……………三三

義務教育費國庫負擔法案について……………三三

電源開發促進法案について……………三三

破壊活動防止法案・公安調査廳設置法案・公安審査委員會設置法案について……………三六

労働關係法改正法案について……………三七

警察法改正法案について……………三七

地方議會における懲罰事件と行政事件訴訟特例法との問題について……………三七

昭和二十七年道費豫算現計調……………三七

自治體警察の維持又は廢止に關する住民投票の結果調……………三七

雜

錄

地方行政疑義問答集……………三九

圖書室便り

……………六

議會の動き

第二回定例道議會

本 會 議

○六月二十三日午後二時三分、藤田議長は第二回定例道議會の開會を宣し、引續き開議、議席の變更指定、會議録署名議員の指名、諸般の報告の後、議長は、天皇陛下北海道御巡幸懇請決議提出の手續及びその見透しについて報告、ついで元貴族院議員金子元三郎氏去る四月十一日逝去されたので哀悼の意を表し弔詞贈呈の旨、並びに四月十七日鳥取市、五月十八日夕張市に大火發生につき見舞電報發送の旨報告、日程にあり、日程第一、議案第一號乃至第四十六號及び報告第一號乃至第三號を議題に供し、知事の提案説明あり、なお議長は議案第三十四號、第四十五號及び第四十六號の職員に關する條例制について、即日人事委員會の意見を求めた旨を述べ、時間延長、休憩を宣告した。午後四時二十分再開、諸般の報告の後、日程に追加し、意見案第一號及び第二號を一括議題に供し、提案者宮坂商工委員長(民)の趣旨辯明あつて、原案可決、ついで議案調査のため、明二十四日より二日間休會について諮りそのことに決し午後四時二十七分散會。

知事説明要旨

茲に提出いたしました昭和二十七年北海道歳入歳出追加更正豫算案その他につきましてその大要を御説明申し上げます。

今回提案いたしました豫算は前議會における年間豫算成立の後を承けてその後生じた緊急やむを得ない経費に止めた外は、國庫支出金、寄附金

起債等の特定収入に伴う経費及び前回未措置の前年度繰越事業債につき措置することとした次第であります、尙未開發地域につきその開發促進のための経費を併せ提出することとし豫算の總額は、

普通會計	十三億三千七百五萬圓
特別會計	一億二千七百四十四萬圓
合計	十四億六千四百四十九萬圓

となるのであります。

以下普通會計の歳出の主なものから順次申し上げます。

先ず最初に國庫支出金、起債、寄附金等の特定財源を伴う事業といひましては、

原種圃及び採種圃設置費補助等の優良種苗生産普及費	三千六十四萬圓
酸性土壤矯正のため石灰購入費補助	三千四百七十二萬圓
植物防疫法施行に伴う病害虫防除費	二千八百二十一萬圓
水稻の保溫折衷苗代設置費補助	七百九萬圓
農業共済組合育成指導費	三千七百九十二萬圓
農業改良普及員の巡回指導施設整備費	三百三十萬圓
病害虫の發生豫察、低位生産地の耕土培養對策並びに營農機械化試験等に要する農業試験場費	八百八十四萬圓
本年度より國において取上げられた有畜農家創設維持事業實施に伴う經費	六百二十二萬圓
市町村農業委員會補助金	三千五百四十四萬圓
主要食糧集荷促進費	四百萬圓
農産物販賣對策改善費	三百萬圓
農地の交換分合施設費	五百十七萬圓
浅海資源増殖振興費	四百二十萬圓
以東底曳網漁業資源調査並びにサンマ漁場總合調査等に要する水産試験場費	六百九十萬圓

ルース颱風による入植者の災害住宅復舊費

三百四十萬圓

開拓地區計畫費

五百三十七萬圓

開拓財産賣渡事務費

四百九十五萬圓

十勝沖地震及び融雪時に於ける開拓地公共施設の災害復舊費

一千二百二十四萬圓

住民登録法の施行により本年七月一日より實施する市町村の住民登録に要する經費補助

一千四百四十一萬圓

十勝沖震災により倒壊又は流失乃至は焼失した引揚者住宅復舊費補助

一千八百九十萬圓

一六七戸分

市町村戦歿者追悼費補助等の遺族福祉対策費

五百二十五萬圓

戦傷病者、戦歿者遺族等援護法の施行に伴う戦傷病者援護費

一千七百三萬圓

町村傳染病隔離病舎建設費補助

十五カ町村分

帶廣精神病院附帶工事費及び初度調辦費

二千五百八十二萬圓

簡易水道設置費補助

八カ町村分

都市における建築物の不燃化を促進するための耐火建築促進費

七百四萬圓

札幌市外三市分

五百五十一萬圓

産業教育振興法による高等學校産業教育設備費

一千五百五十萬圓

五千二萬圓

財団法人北海道町村會館東京出張所設置費補助金に同貸付金を合せて

二千萬圓

をそれぞれ計上いたしました。

次に公共事業費につきましては前議會において當時の見込によりそれぞれ措置いたしましたところですが、道路改良費、道路指定修繕費、乃至は永久橋架換費等の道路橋梁費關係におきまして、國庫補助金の増額を

見ましたので、これに起債、負擔金等を見合い、三千四百二萬圓を追加しました。

昭和二十三年以降の過年度災害土木復舊費として、二億一千六百六十七萬圓を、更に、濱益外二港の港灣災害復舊費として、七百三十六萬圓を追加いたしました次第であります。

次に室蘭市に建設中の道立水族館につきましては、地元において急速に開館を希望いたして居りますので、更に寄附金五百萬圓を引當としこれに當面の經費を含め、六百七十萬圓を追加いたしました。

次に燃料化學工業試験費において、三千三百萬圓を計上いたしましたのは、かねてから工業試験場留萌支場を警察豫備隊の駐留施設として使用方の申入れがありましたので、今回これが賣渡しについて豫備隊本部との間に話し合いがつけましたので、これを賣拂うこととしその代價をもつて琴似本場の應舎を擴充し、試験設備の移設をはかろうとするものであります。

第二に繰越事業關係について申し上げます。今回事業繰越いたしました豫算の總額は、三億五千七百四萬圓となっておりますが、その主なものは、土木機械整備費であります。このことにつきましては御承知のとおり前年度において起債を財源として四億五千萬圓を計上し、これが購入整備について最善の努力を傾注してまいつたところでありましたが、資金の關係と製作に相當長期間を要するものでありました關係上、ここに二億五千二百二十萬圓を繰越すこととした次第であります。

以上の外道營土地改良事業費のうち

余市及び知内地區の灌漑排水事業費

五百八十萬圓

國庫補助灌漑排水及び區劃整理事業費の中

一千三百九萬圓

災害土木復舊費

四百九十八萬圓

家畜保健衛生所設置費

二カ所分

市町村農業委員會補助金

百十一萬圓

札幌ろう學校敷地買收費

五百萬圓

を計上いたしましたのでありますが、何れもそれぞれの事由によりまして本年

度に繰越すのやむなきに至つたものでありますので、御諒承願わしいと存じます。

なお、昭和二十六年産米の供出完遂報獎金

二千四百五十二萬圓

昭和二十四年度における引揚者住宅等の經費

四百九萬圓

につきましては、精算の結果國庫に返納を要することとなりましたので計上いたしました次第であります。

次に市町村職員給与改善費轉貸金の債務免除に伴う還付金として繰越金四千四萬圓、新に財源を附與されるもの一千四百九萬圓、合せて五千四百十三萬圓を計上したのであります。御承知のとおり昭和二十二年度において市町村職員の給与改善費の支拂財源に充てるため政府資金を道において借入れこれを市町村に轉貸したのであります。今般この貸付金について昭和二十四年度以降の償還金は免除されることとなりましたので債務免除額中既に償還済の元利金を當該市町村に返還するためここに計上いたしました次第であります。

第三は當面急を要する經費についてであります。

未開發地域開發促進委員會費として百萬圓を計上いたしましたのは、昨年當初總合開發第一次計畫書を作成し、本年度はその實施第一年目に當るわけですが、開發による經濟効果に重點を置いたため、交通不便なしかも原始産業の段階にある、これらのおくれた地域が、總合開發計畫から取殘されている感じがするのであります。

しかも、これらの地域は開拓年次も浅く、地方自治行政の浸透うすく、特に財政的にも脆弱であり、教育施設をはじめ、公共施設も比較的少い地帯であり、このことは住民が眞に郷土を愛する氣持にも左右されるのではないかと思います。

すなわち開發についての住民の熱心な意欲の盛り上りを現地の實情に即してとりあげ、現状よりもさらによくする方策を可及的速かに實現し

たいのであります。

言葉をかえて申しますと、經濟的にも社會的にも不利な條件に置かれてゐる未開發地域の住民に對しても他地域と同様、地域の福祉を増進せしめたいことに外ならないのであります。このように未開發地域の開發を他の地域と同じ歩調で促進したい考えから、その促進委員會を設置したのでこの經費を見込んだ次第であります。

次にかねて延期となつて居りました噴火灣における小手繰網漁業の轉換は本年度より逐次これを減船整理することになりましたので、これが轉換漁業資材購入に對する助成費

二百二十四萬圓

市町村農業委員會職員の市町村恩給組合週及加入に對する助成金

二百五十萬圓

本年春季の民有林野火災の頻發に伴う防火手當

二百七十萬圓

農業機械化促進費

百六十八萬圓

北海道大學工學部に新に増設を見ることがとなりました應用化學科は本道工業開發上において、資源の高度利用と化學工業の振興上寄與するところ極めて大なるものがあると考えられますので、これが擴充費

二百五十萬圓

周波の増加に伴う無線電話費

三百七十六萬圓

泥炭利用調査のための總合開發調査費

百五十萬圓

本年八月執行される海區漁業調整委員會委員選舉費

六百四十八萬圓

世界スピード・スケート選手權大會準備費

三百五十二萬圓

北海道労働金庫施設整備費補助

百八十萬圓

災害救助費

三百二十三萬圓

を計上いたしましたして諸般の施策に萬全を期しますと共に、道廳々舍増築並びに議事堂仕上げ工事費一億二千萬圓を道有林野事業費積立金からの繰入金を見込んで計上いたしました。

以上は普通會計の歳出の主なものについて申上げたのでありますが、これに見合う財源といしましては、

地方財政平衡交付金

一千四百九萬圓

公營企業及び財産收入

二千二百七十四萬圓

分擔金及び負擔金

五百二十九萬圓

使用料及び手数料

六百七十萬圓

國庫支出金

五億三千二百八十一萬圓

寄附金

三千三百七十二萬圓

繰入金

一億四千萬圓

前年度繰越金

三億五千七百四萬圓

道債

九千四百萬圓

雑收入

一億三千六十四萬圓

をもつて收支の均衡を圖つた次第であります。

次は、特別會計についてでありますが、

道有林野事業費會計において

一億二千二百二十四萬圓

農産物検査費會計において

二百九十萬圓

をそれぞれ追加計上いたしておりますが前者にあつては昨年制定をみました道有林野條例にもとづき前年度の決算剰余見込額中一億圓を積立てることにいたしました、當面緊急を要する經費として、

十勝沖震災に伴う施設の復舊費等

一千四百四十九萬圓

を見込んだのであり、また後者につきましては北見支所の腐朽が甚だしいため地元の協力を得てこれが新築をはからうとするものであります。

なお酪農検査費會計につきましては別案をもつて條例の改正案を提出いたしておりますとおり原料乳の検査の合理化を図りますため検査は今後指導検査、いわゆる採取検査に改めることとしたしましたのと、これに伴つて検査手数料を従來に比し牛乳で五錢、クリームについては三十錢をそれぞれ引下げることとしたのであります、これに伴う歳入の欠陥額の中二百萬圓を道費一般會計から繰入れして收支の均衡を図ることとしたし

た次第であります。

以上は豫算案についてその概要を申述べたのでありますが、この際これに關連いたしまして特にお含み置き煩わしいと思ひますことは六月十三日法律第九十號をもつて「昭和二十七年における國家公務員に對する臨時手當の支給に關する法律」が公布せられましたに伴い道の職員に對しましても臨時手當を支給することとなるのであります、財源の關係もありまして今回これが豫算措置については見合せ一應既定經費より支出することとしたしたので御諒承煩わしいと存じます。

次に日本國との平和條約の効力發生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に關する條例について御説明申し上げます。この條例は本年四月二十八日公布即日施行されました「公務員等の懲戒免除等に關する法律」に基きまして過般の平和條約の効力發生によりわが國の自立達成の記念すべき日に際しての道職員懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除の實施に關し、具體的に必要事項を規定しようとするものであります。

次に勇拂郡安平村を分割し「追分村」を設置するの件について申し上げます。勇拂郡安平村を分割し「追分村」を設置することについては、かねてより關係住民の要望するところでありましたが今回、村議會の議決を経て申請あつたものであります、母村、分村共に戸口、民風、産業及び財政その他の狀況等より見て夫々一村を經營し得る諸要素を具備いたしておりますので分村することを適當と認めここに提案いたしました次第であります。

次は虻田郡狩太町と同郡眞狩村との境界變更についてであります、狩太町より眞狩村へ編入しようとする地域は、その面積約百九十町歩關係戸口四戸、二十八人でありまして總てが専業農家であります。この地域は現在所屬の狩太町の東南部にあつて狩太町の近接部落たる小花井部落まで約八軒しか峠を越さなければならぬ不便な状態であり、隣接眞狩村宇櫻川部落とは僅か七十米距てた處に家屋があつて従つて部落的な交際はもとより、學校、行政、經濟等總てが眞狩村に依存しておる實情でありまし

て住民の日常生活の實態に副うよう變更方について強い要望もあり關係町村間において圓滿に協議が整い申請があつたのでありまして、適當と認められますのでここに提案した次第であります。

次に工業誘致條例について申し上げます。本條例は、本道總合開發の進展に即應し本道工業の量及び質をより高度化し、本道經濟力の充實を期し、道民生活の向上發展を圖ることを目的としてゐるのでありますが條例の第一條に規定いたしておりますとおり、本道内に、工場の新設又は擴充若しくは再建をなす者に對し助成しようとするものでありまして、その要領といたしましては、經營規模において、新投下資本總額が三千萬圓以上であること、または常時使用する新從業者數が百人以上の事業の擴充或は再建等が主な條件となつておるのであります。なお助成はこの條例の規定するところによつて適格指定を受けた者が概ね五カ年間毎年事業税として納付した額に相當する額を限度として助成を受けることが出来ることとなつております。

次は北海道職員の分限についての手續及び効果に關する條例についてであります。この條例は、地方公務員法第二十八條第三項の規定に基き職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果に關し必要な事項を規定し、また北海道職員の懲戒の手續及び効果に關する條例は地方公務員法第二十九條第二項の規定に基き北海道職員の懲戒の手續及び効果に關し必要な事項を規定したものであります。

以上は提出案件の主なものについてその概要を御説明申上げたのであります。なお詳細につきましては御質問に應じ私または參與員から御答辯申上げたいと存じます。何卒よろしく御審議の上適當に御議決あらんことを切望いたします。なお最後に道の職員に係る給與條例のことについてお願い申し上げます。

即ち職員の給與條例につきましては本年二月道の人事委員會から可及的速に制定されたいとの意見の申出もありさきに一應の成案を得た次第であります。六月十二日法律第百八十三號をもつて一般職の職員の給與に關する

る法律の一部が改正せられる等の諸情勢の變化により更に慎重検討の過程にありますため今回提案の運びに至らなかつたことを何卒御諒承戴きたいのであります。

意見案第一號

商工委員長

宮坂壽美雄君提出

建材ブロック運賃等級引下に關する意見書

一、各種建材ブロックは本道總合開發の一環としての耐寒不燃建築の促進上適切な建築材として一般に普及され、又その需要も逐次増大されつつあるが、輸送費のブロックに占める割合が高率であり一般需要者の大きな痛手となつてゐる現状に鑑み、運賃等級引下げの措置を講ぜられたい。

(理由)

本道における住宅建設資材として耐寒不燃の建材ブロックは最近益々その重要性を認められ、先般十勝沖地震災害復舊資材としてもその耐寒耐震等の強度性からしてもその需要性は急増しつつある。

しかし本ブロックは一般石材及びセメント製品に比して重量軽く取扱も便利な上輸送塗上の損耗も極めて少いにも拘らず鐵道輸送運賃はセメント製品として五級運賃を科せられてゐるためその價格に占める運賃の割合は二〇%乃至五〇%を示し生産原價の低廉にも拘らず手價格は割高となり寒地住宅建築促進上重大な障害となりつつある實情につき運賃等級引下の措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蔭田余吉

大藏大臣 大藏大臣 大藏大臣
運輸大臣 運輸大臣 運輸大臣
建設大臣 建設大臣 建設大臣
通商産業大臣 通商産業大臣 通商産業大臣
經濟安定本部長 經濟安定本部長 經濟安定本部長
國有鐵道總長 國有鐵道總長 國有鐵道總長
地方自治廳長 地方自治廳長 地方自治廳長
參議院議長 參議院議長 參議院議長
衆議院議長 衆議院議長 衆議院議長

意見案第二號

商工委員長

宮坂壽美雄君提出

電源開發促進法案制定に關する意見書

一、目下參議院にて審議中の電源開發促進法案の成否は本道の電源開發促進に大なる影響があるので本法案の成立を期し、電源開發株式會社の昭和二十七年年度着工地點として十勝川糠平地點を加えられるよう特段の配意を願つた。

(理由)

北海道の電力事情は戰後大巾の一般需要増加と石炭、鐵鋼、化學工業、製紙等を主體とする諸産業の發展に伴い極めて不安な狀況下に置かれ、昭和二十四年以來約七萬キロワットの開發がなされたにもかかわらず、夏、冬の渇水期には産業用火力發電を動員してもなお相當の制限を加えねばならない狀態であり、これがため民生の安定と産業の振興にあたえる有形、無形の損失は極めて大きい。故に本法案の成立をまつて強力なる電源開發株式會社による劃期的な開發を行わぬ限り本道の電力不足は到底解決出来ないものである。

又十勝川糠平地點は發電所四カ所で十五萬キロワットと云う全國稀に見る有利な地點であり此が完成の曉には本道の電力不足をたちどころに解決するものであるが、その開發資金は實に一八〇億圓の巨額に達し電源開發株式會社以外には到底なし得ないもので昭和二十七年年度において是非開發會社の工事地點の中に含めるよう特段の措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長

蔭田 余吉

通商産業大臣
建設大臣
經濟安定本部總務長官
北海道開發廳長官
北海地方自治廳長官
參議院議長
衆議院議長
參議院通產委員長
衆議院通產委員長
各 通

○六月二十六日午後二時五十三分開議、直ちに時間延長の上、諸般の報告の後、議事にはいり、日程に追加決議案第一號を議題に供し、提案者本多民生委員長(協同)の趣旨辯明あつて、原案可決、さらに日程に第一回定例会に提案の意見案第十三號電氣料金値上反對に關する意見書を追加議題に供し、本案については、商工委員長より、審議中に電氣料金値上げが實施され、審議の對象が消滅したので審議中止すべきものと決した旨の報告があつたので、本案審議中止について諮り、そのことに決した。次に日程を變更し、議案第三十五號及び第三十八號を議題に供し、本案をいずれも總務委員會に付託午後二時五十八分暫時休憩。午後三時六分再開、中山議員(民)より教育問題について緊急質問、木呂子教育委員より答辯あつたが中山議員は更に他の教育委員の答辯を求め、本間教育委員より答辯があり、中山議員の再質問、木呂子、本間委員の答辯があつて、午後三時三十分一旦休憩。

午後六時十分再開、諸般の報告の後、議事に入り、議案第三十五號及び第三十八號を一括議題に供し、西田(信)總務委員長(自)の審査の經過及び結果についての報告があり、議長これを諮つて委員長報告通り原案可決、日程に追加、決議案第二號を議題に供し、提案者本多民生委員長(協同)の趣旨辯明あつて、原案可決、午後六時十七分散會。

決議案第一號

民生委員長

本多吉江君提出

アツツ島における戰歿者の遺骨遺留品の調査及び

還送促進要望決議

平和條約が發効し、國家主權の回復を契機として、戰爭犧牲者特に戰歿者に對し國を擧げて追悼式が行われるとともに、遺族援護に關する法律が公布せられ漸く遺族の精神的經濟的援護が積極化されるに至つたことは全國のこれら關係者とともに慶びに堪えないところである。

しかもこれらアツシ島關係遺族は沖繩、硫黃島等の調査實現或は今次再開された北洋漁業出漁に關連し遺骨遺留品の還送に切實な叫びをあげ、全道民も又深い關心を持つに至つてゐる。

右決議する	内閣總理大臣 内閣官房長官 引揚援護廳長官 參議院議長	外務省 厚生省 衆議院議長	北海道人會議長 各通	薛田余吉
-------	--------------------------------------	---------------------	---------------	------

決議案第二號

戦犯者の赦免及び送還促進に關する決議

平和條約が發効し獨立と自由を得た今日、國の内外を問はず戰爭犯罪により拘禁されている同胞が今なお多難固圉の身として苦惱と憂悶の日夜を送つてゐることは國民感情としても、又家族の心情に想いを致しても洵に忍

びないものがある。勿論戦争最高指導者たりし戦犯者に對しては、世界人類に對する漬罪として止むを得ざるものと思われるがその他の戦犯者に對しては、できる限り寛大なる措置が望まれる。

よつてこの際政府はこれ等戦犯者の内地に拘禁されている人々の赦免及び外地にあるものの内地送還等について早急に適切なる措置を講ぜられるよう本議會の決議をもつて要請する。

[illegible]

○六月二十七日午後二時五十七分開議、時間延長諸般の報告の後、昨日の中山議員（民）の緊急質問に對し本間教育委員より補足答辯があり、午後三時一分休憩。

午後四時五十七分再開、中山議員（民）より教育問題について再質問あり、木呂子委員は明日まで答辯保留を希望、ついで旭議員（自）より北海道漁業調整規則、保健衛生問題について緊急質問あり、知事及び水産衛生各部長の答辯、旭議員の再質問、水産衛生兩部長の答辯があつて、日程に追加し、意見案第三號及び第四號を議題に供し、提案者本多民生委員長（協同）の趣旨辯明があつて原案可決、午後五時五十五分散會。

意見案第三號

引揚者集團收容施設の疎開に對する國庫補助存續に關する意見書

(理由)

しかるに近時本事業に對する國庫補助は昭和二十七年度を以て切切りとなるやに仄聞するも戰後本道の受入れた龐大なる引揚者中にはなおこれら疎開を要するもの三千戸の多きに達し到底本年度中には事業完了困難の實情にある。よつて民生安定上重要な使命を有する引揚者集團收容施設の疎開に對する補助事業は昭和二十八年度以降も引續き繼續實施せられるよう措置願ひたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蒔田 余吉

參 議 院	衆 議 院	參 議 院	衆 議 院	引 議 院	內 閣	厚 生	大 藏	內 閣
委員	委員	委員	委員	護 房	援 官	總 理	大 大	大 臣
會長	會長	議長	議長	廳長	官	官	臣	臣
各	通	各	通	各	通	各	通	各

戰傷病者、戰歿者、遺族等援護法に基く遺族國庫

債券の資金化促進に関する意見書

(理由)

しかしして本債券の譲渡又は擔保權の設定については國に譲渡する場合と國の定める者並びに地方公共團體に對し擔保權を設定する場合に限られており本債券の資金化は一にかかつて國の財政措置によらなければならぬのであるが仄聞するに昭和二十七年年度における資金化は國民金融公庫貸出額十億圓に過ぎない趣である。斯くては全國債券發行豫定額八百八十億圓の約一％に過ぎないため本道の如く生活困窮者或は生業厚生資金、母子家庭職業技能習得等に早期資金化を必要とするもの受給者の約二十％に達する事情下にあつては本法の目的を十分に達することは困難である。よつてこれが資金化の促進について特別なる措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蒔田余吉

[illegible]

○六月二十八日午前十一時十七分開議、諸般の報告の後議事にいり、議事進行の都合上、會期を六月三十日より七月五日まで延長について語り、そのことに決し、ついで西野教育委員長より中山議員（民）の緊急質問について答辯があり、次に追加提出議案第四十七號乃至第五十六號について知事の提案説明があつて議長は追加提出議案中、議案第五十四號の職員に關する條例制定については、人事委員長の意見を求めた旨を述べて午前十一時四十分暫時休憩。午後二時二十五分再開、諸般の報告の後、日程に追加し議案第四十九號第五十號を議題に供し、總務委員會に付託の後、午後二時二十六分散會。

○六月三十日午後一時二十七分開議、諸般の報告の後議事にいり日程の順序を變更、日程第二議案第一號乃至第三十四號、第三十六號、第三十七號第三十九號乃至第四十六號を議題に供し、これに議案第四十七號、第四十八號、第五十一號乃至第五十六號を追加、一括審議することとし、通告により順次質疑にはいつた。土山議員（公）は、道廳舍修築費、森林行政、道稅徵收、土木事業、凶漁對策、工業誘致等について質疑、知事及び總務、土木各部長より答辯があつた。次に山内議員（勞）は、中日貿易、農地接收、失業對策、工業誘致、電源開發等について質疑、知事及び商工、農地、總務各部長より答辯があり、山内議員は再質疑、農地部長の答辯があり、時間延長後、三室議員（自）は、電力政策、教育豫算と行政、行政の民主化、人事行政等について質疑、知事、教育委員會及び人事委員會委員長より答辯、三室議員より再質疑に併せ要望があつて、午後四時五分暫時休憩。

午後四時五十三分再開、諸般の報告の後日程第二の質疑は本日はこの程度としたい旨を語り異議なく日程第一議案第四十九號及び第五十號を議題に供し西田（信）總務委員長（自）より審査の經過及び結果について報告あり、これを語りつゝいすれも委員長報告どおり原案可決、午後四時五十八分散會。

北海道議會開發審議會

北海道の總合開發については、さきに北海道開發廳において、北海道總合開發第一次五年計畫（第一編）を作成し、本年より實施の運びになつたのであるが、その基礎的施設を整備強化することに重點をおいた計畫（第一編）に續くものとして工業計畫樹立の作業を進めており、これに對し北海道總合開發委員會においても、道としての總意をまとめ第一次計畫作成のときと同様中央に反映させるべく、工業計畫編の作業を進めていたのであるが今回その成案を得、本會の賛同を求めて來た。

自來、本審議會としては、本計畫が將來、本道工業開發の上に重大なる影響を及ぼすものであることを認め次のとおり慎重なる審議を續けている

○六月二十一日午前十一時三十分第一委員會室において北海道議會開發審議會常任委員會を開催

出席者

道議會開發審議會

薛田會長、井川副會長、西田（信）、堀田、徳中、安達、宮津、勢田、吉田（定）、田呂、武田、朝日、宮本、時田、若林、糸川、高田、荒、齋藤林、大久保、村山、原田、窪田、福島、山内各常任委員

列席者

野口副知事、高岡北海道總合開發委員會委員長、同武谷、杉野口、鴨下各委員、同島顧問、同廳事務局長外

議事

一、會長挨拶

一、報告

一、知事挨拶（野口副知事）

一、高岡委員長挨拶

一、北海道工業計畫について

1 大賀部會長代理として工業計畫編について説明を行い、堀事務局長

より補足説明が行われた。

2 質疑を許し、西田（信）、勢田、大久保、若林各委員より一般的な質問が行われ、特に本編が工業計畫編と銘打っているが北海道工業の現状分析といった印象が強い旨が指摘された。

一、次いで十分なる検討を行う必要を認め、小委員会を設置することとし自由黨二名、協同クラブ二名、民主黨一名、社會黨一名、公正クラブ一名、道政クラブ一名、労働黨一名をそれぞれ選出することを決定午後零時三十分散會。

○六月二十四日午前十時四十分、第四委員室において北海道議會開發審議會小委員会を開催。

決定した小委員

西田 信一（自） 原田伊曾八（自） 朝日 昇（協同）

武田 治作（協同） 高田 治郎（社） 大久保和男（民）

若林 次郎（道政） 窪田 長松（公正） 山内 廣（労働）

先ず、小委員会主査の選任を諮り、會長指名により武田委員を選出、次いで開發委員會事務擔當者より、工業計畫編の作成経過の説明を受け、更に計畫書全般について説明を受ける必要を認め、日を改めて説明を聴取することとしその結果により小委員会としての進むべき方向を決定することにして午後零時二十五分散會。

○六月二十七日午後三時五分第四委員室において北海道議會開發審議會小委員会を開催。

先ず大賀部會長より工業計畫編全般について、一般的な説明を武谷委員より重點的説明を受け、小委員会としての方向づけについて次のような活潑な意見がなされた。

1 この計畫が第一編であり、第二編が出るものとすれば、先ずこの現状分析に誤りがあつてはならない、これがただちに企業家のよい資料になることであり振興策になるようにしたい。

2 従つて現状分析と將來の企業誘致の二つに分けて審議を進め、北海道

で企業を起こさせる簡明な線を打出し企業環境を作つてやることで、重點は最後の五章に置くべきである。

次いで、この方向に従い立地條件の困難なる面を打開するための策、計畫編としての結論を明確にするための字句の表現その他について意見が交換され、さらに本日の意見を整理した上検討を加えることとして午後五時十八分散會。

常任委員会

議會運營委員会

○六月二十一日午前十一時二十六分、議長室において開議。

一、立原委員長（自）より、二十三日の議事及び震災對策特別委員會の調査繼續について諮り各委員より意見が述べられ、宮津震災對策特別委員會副委員長（自）より同委員會の意向について説明、結局、各委員會の意見をまとめることに決定。

二、ついで閉會中繼續審査事件である意見案第十三號電気料金値上反對同十四號破壊活動防止法制定に關する兩意見書の取扱ひについては、本日開會される商工、労働兩委員會の結論が出てから協議することに決定。

三、つぎに知事提出議案の取扱ひについては知事の説明聴取後休會、再開日以降の議事その他について協議することに決定。

四、戦犯者の赦免及び送還促進についての決議については、各議員會で協議すること。

五、教育委員の選舉については今會期中に選舉し得るよう議員會の意見をまとめられたい。

六、四月十六日に農民協同黨解消して協同クラブ結成届出の旨報告。午後零時六分散會。

○六月二十三日午前十時四十五分、議長室において開議。

一、本日の本會議は午後一時開議、知事の提案説明聴取の上、休憩してその後の議事の進め方を定める。

二、議長より前議長、副議長に對し記念品贈呈について了承を求め、さらに東京における自動車への借上について諮った。委員より意見があつたが委員長は研究の上後刻相談する旨を述べて一旦休憩。

三、公正クラブから四名、自由黨に所屬替になつたので議席變更について諮りこれを決定。

午後一時五十分休憩、午後三時三十分再開。

四、議案審査のため休會について諮り、各委員より意見があつたが、結局二十四、五の兩日休會、二十六日再開に決定。

五、電源開發促進についての意見案について諮り、即決に決定。

六、建材ブロック運賃等級引下に關する意見案について諮り即決に決定。

七、戦犯者の赦免及び送還促進についての要請決議案については、二十六日に決定できるよう各黨取り進めることにし、午後三時五十分散會。

○六月二十六日午前十時二十五分議長室において開議。

一、民生委員長提出の決議案第一號アツツ島における戦死者の遺骨遺留品の調査及び送還促進要請決議案は即決することに決定。

二、決議案第二號戦犯者の赦免及び送還促進についての要請決議案については民生委員會で審議されているので同委員會に委ねることに決定。

三、意見案第十三號電氣料金値上反對に關する意見書については商工委員長報告のとおり扱うことに決定。

四、緊急質問は教育問題について中山議員(民)代表質問は土山議員(公)

山内議員(勞)三室議員(自)二瓶議員(協同)井野議員(社)大久保議員(民)の順とする。

五、勞働民生委員會の決議案、意見案の審議をまつこととし一旦休憩、午後二時二十五分再開。

六、本日の議事日程について報告、各委員より意見あり日程一部變更に決定。

午後二時三十八分休憩、午後五時四十五分再開。

七、民生委員長から提出の決議案第二號戦犯者の赦免及び送還促進に關する決議は即決することに決定。

八、議案第三十五號及び第三十八號は即決すること。

九、震災對策特別委員會の調査繼續については、黨の意見もまとまつていないので、追つて意見を出すこと。午後五時五十分散會。

○六月二十七日午後二時四十分、議長室において開議。

本日の議事について諮り取り敢えず時間延長をすることとして午後二時五十分休憩、午後四時十分再開。

一、本日の緊急質問は中山、加議員についてこれを許す。

二、民生委員長より提出の意見案第三號引揚者集團收容施設の疎開に對する國庫補助存續に關する意見書、同第四號戦傷者、戦死者遺族等援護法に基づく遺族國庫債券の資金化促進に關する意見書は即決すること。

三、議案第三十八號乃至第四十六號に對する知事の説明聴取については意見案議決後休憩すること(本會議中各黨運籌委員打合せの結果意見案議決後散會に變更申合せた)午後四時三十七分休憩。

○六月二十八日午前十時三十五分、議長室において開議。

一、本日午前中の議事は教育委員の答辯、知事の追加議案の説明とする。

二、會期は七月五日まで延長することに決定。

三、議案第四十九號、第五十號は本日總務委員會に付託するよう上程する。午前十時五十九分休憩。

午後一時四十分再開。

四、本日は本會議再開後直ちに散會に決定。

午後二時五分散會。

○六月三十日午前十時三十分、議長室において開議。

一、代表質問を行うことに決定。

二、知事から道職員研修費條例提出について了解を求めた。

三、本日の議事日程を決定。

午前十時五十分休憩、午後四時二十七分再開。

四、震災対策特別委員會は廢止に決定。

五、明日は午後一時本會議開會に決定。

午後四時四十分散會。

總務委員會

○六月六日午前十一時十五分、議長室において開議、西田（信）委員長（自）より府縣營發電事業視察の狀況について報告後委員長より本問題に對する本道のあり方について發言、桑野（自）塚田（勞）委員よりも意見あり、發電箇所等は兎に角として現在より以上に積極的に道營事業を推進することに意見一致した。

ついで人事厚生課長より夏季手当支給について了解を求めたが、委員會として議會議決前に了解を與えることは困難の旨を述べ一旦休憩、午後一時再開、札幌管區本部長より本道治安狀況について説明を受け質疑があつた後、道内電源開發事業視察について諮り鷹泊、幾春別を視察することに決し、午後二時散會。

○六月十一日午前十一時三十分、第一委員會室において開議、冒頭安平村長より分村問題について陣情を聴取後、委員會として安平村分村現地調査を早速施行することに決した。ついで電源開發について意見の交換をなし一旦休憩、午後二時十五分再開、電源開發問題について知事の意向を聴取、ついで議會機構について諮り、電源開發に關する議會機構については土木商工、農政、總務各委員會の正副委員長と話し合ひすることを委員長一任に決した。

次に本道民間航空路開設問題について諮り委員長より日論見について發言、齋藤委員（道政）の發言により理事各側に計畫を樹てて見るよう要望することに決し午後三時散會。

○六月二十一日午後一時三十分、第四委員會室において開議、議會提案前の議案について説明を受けた後、塚田委員（勞）より給與條例の提案につ

いて齋藤委員（道政）より、北大應川化學開設補助費について、塚田委員より世界スピードスケート選手權大會準備費廳舎増築費について、これに關連して吉田（定）委員（協同）より議事堂仕上り工事について、齋藤委員より固形燃料對策費について委員長より水族館の工事進捗狀況について塚田委員より石炭購入貸付金について、これに關連して、委員長齋藤委員よりも質疑あり、それぞれ答辯があつて、質疑を終り、ついで安平村分村問題について伊藤委員（公）より調査の結果を報告、委員長より總務部長の意向を聴取後、塚田、齊藤、林、（民）吉田（定）各委員より意見あり塚田委員は正式議案付託されてから決定されたい旨を述べ林委員は可否を確めることにしたい動議を出し賛成あつてこれを諮り塚田委員は保留外全員「可」と決した。ついで狩太町、眞狩村の境界變更について諮り全員異議なく了解ついで委員長より電源開發に對處する議會機構問題については、關連を有する各委員會と合同委員會を開催することを諮りそのことに決し、午後三時三十分散會。

○六月二十六日午後零時二十五分、第一委員會室において開議、議案第三十五號狩太町、眞狩村境界變更について諮り全員異議なきを以て委員會付託後正式決定することとし、次に議案第三十八號安平村の分村について諮り一部に分村反對がある點について塚田（勞）吉田（定）（自）林（民）安達（自）中山（民）各委員より、それぞれ意見の發表がありついで賛成者側及び反對側の意見を聴取、正式可決は付託後と決し、午後一時三十分休憩同日午後三時四十分再開。

まず議案第三十五號狩太町と眞狩村の境界變更について諮り原案可決、次に議案第三十八號安平村分村について諮り塚田委員（勞）保留、外全員原案可決賛成であつたが、委員長より兩者話し合ひもつたことであり全會一致としたいので塚田委員の再考を促して暫時休憩、午後四時三十分再開、塚田委員も原案可決賛成の意を表し全會一致可決に決し、午後四時四十五分散會。

○六月二十七日午後一時三十分、第一委員會室において開議、冒頭、北洋

出漁問題について、水産部長より説明を聴取、ついで東旭川村町制施行について陳情を聴取、陳情書の提出を待つて今議會に間に合うよう現地調査をする旨了承、次に提案前議案説明を聴取したる後、高田委員（社）より税條例改正による税の増減について、安達委員（自）より臨時手當の支給について、これに關連して齋藤（道政）塚田（勞）中山（民）高田、林（民）各委員より質疑又は意見があり、それぞれ答辯があつて午後二時十五分散會。

○六月三十日午後一時十分、第一委員室において開議、付託議案第四十九號及び第五十號を逐次議題に供し、全會一致いすれも原案の通り可決した。次に追加議案第五十七號について提案前説明を聴取、齋藤委員（道政）より研修費の場合の豫算措置について、また委員長、中山委員（民）よりこれに關連して質疑、答辯があつて質疑を終り午後一時散會。

文教委員會

○六月十二日午後一時四十分、第一委員室において開議、冒頭、伏見高校P・T・會長より同校改築について陳情を聴取、西田（信）委員（自）より意見あり、後日現地調査することに決した。ついで糸川委員長（協同）より議會開會前學校視察について諮りそのことに決定（班編成は別記）なお宗谷、網走、檜山方面は議會終了後に協議することとした。ついで西田（信）委員より第九回團體及びスピードスケート世界選手權大會本道開催について經過の説明をなし一旦休憩、午後三時三十分再開、教育問題について質疑にいたり西田（信）塚田（勞）高田（社）委員より北教組の問題について、桑野委員（自）より教委事務局の機構改革簡素化のその後の状況について、質疑があり應答があつたが教委事務局の問題については、次回の委員會に教委より答辯するよう要望して、午後四時十分散會。

道内視察班

第一班（札幌、膽振）伊藤（公）塚田（勞）西田（信）（自）高田（社）

委員

第二班（石狩）安達（自）中野（社）太田（社）委員
第三班（後志）岡田（協同）畑野（自）糸川（協同）林（民）委員

○六月二十日午前十一時四十五分、第四委員室において開議、學校視察についての報告にいたり、糸川委員長（協同）岡田（協同）安達（自）中野（社）林（民）太田（社）塚田（勞）伊藤（公）各委員よりその状況を報告して一旦休憩、午後一時三十分再開、高教組書記長より給與問題について陳情を聴取、ついで第二回定例会に提案される教育費豫算及び教職員定員問題を議題とし、教育委員會より説明を聴取、西田（信）（自）林委員より定員増定員配置豫算措置の問題について質疑、應答の後、高校の夜間手當支給問題について諮り西田委員の意見により委員會で知事に支出方交渉することに決し、交渉委員には正副委員長及び西田（信）委員を決定し午後三時散會

○六月二十五日午後三時十分、第一委員室において開議、全國單級複式教育研究大會について諮り委員會より委員五名（人選は委員長一任）を派遣することに決した。つぎに文教關係問題の質疑にいたり西田（信）委員（自）より武佐中學について質疑、ついで塚田（勞）吉田（定）（協同）各委員よりも質疑があり教育長より應答あつて午後四時散會。

水産委員會

○六月二十三日午前十時四十分、第二委員室において開議、第二回定例会提出案件について、水産部長、水試場長より説明、金澤（自）井野（社）委員より小手續轉換問題について、また金澤委員よりブリの一本釣と巻刺網の指導について、新川委員（勞）よりふ化場人件費問題について、棚川委員（協同）より駐留軍演習地の水産に對する被害補償について質疑あり應答の後、水産部長よりイカ釣漁業の認可制について説明があつて、午後零時散會。

民生委員會

○六月三日午後一時二十分、第二委員室において開議、本多委員長（協

同)より、災害救助法改正案、災害地復舊木材の運賃割引等に對する中央折衝の經過について報告、ついで民生部長より生活刷新對策の執行狀況について説明、さらに十勝沖地震義捐金品について説明を行った。

次に北海道戦歿者追悼式行事について諮り委員長より遺族代表選任方法について要望あつて、實施案を了承、次に災、風害の狀況説明に對しては勢田(自)村上(民)委員より質疑及び火入れの取締り強化について要望あり、次にアツツ島戦歿者遺骨調査及び早期還送について諮り、本件については、次期議會に意見案として上提することを了承した。なを道出身戦犯者の釋放については、井野(社)新川(勞)棚川(協同)大島(民)委員より意見あり、理事者において、検討することに決し、午後三時五十分散會。

○六月二十三日午後三時、第二委員室において開議第二回定例會提出案件について、民生部長より説明、金澤委員(自)より戦歿者追悼式招待遺族の旅費及び代表者遺族選任について質疑があり、答辯の後、本多委員長(協同)より、災害救助法改正について急遽上京の經過について説明、大澤委員(自)より補足があつて道内視察班の報告にり棚川(協同)井野(社)新川委員より贈振、日高班について報告、地元の要望等を傳えて午後四時十五分散會。

○六月二十四日午前十時四十五分、第二委員室において開議、昨日に引き続き根室、釧路班の視察狀況について、濱森委員(公)より報告、これに關連して棚川(協同)井口委員(社)より質疑があり應答の後、非常災害對策の構想について民生部長より説明の後、アツツ島遺骨還送促進に關する意見案について諮り新川委員(勞)の意見により決議案とすることに決定、なお戦犯釋放に關する決議については、別途提出されるのでそれに委かすこと、ついで道出身の戦犯者に對する慰問文について諮り、遺族國庫債券資金化促進、引揚者疎開住宅建設の存續兩案を意見案として提出することとし、これら決議案意見案、慰問文案の起草委員として、金澤(自)、井野(社)三浦(協同)新川委員(勞)を選任した。

次に金澤委員(自)より社會福祉會館について質疑應答あり委員長より民生部豫算の執行について要望をなし、午後零時十五分散會。

○六月二十六日午後二時三十分、第三委員室において開議、委員會提案の決議案及び意見案について諮り引揚者集團收容施設の疎開に關する國庫補助存續に關する意見案、戦傷病者、戦歿者遺族等援護法に基く遺族國庫債券の資金化促進に關する意見案を決定し、午後二時四十五分散會。

農政委員會

○六月九日午後一時三十分、第二委員室において開議、冒頭つぎの陳情を聴取した。

- ① 江部乙町に道立園藝試驗場の設置について江部乙町長より。
- ② 降雨による農作物並びに耕地災害復舊對策について富良野町長外二名より。
- ③ 森町、落部村、八雲町管内における風害對策について八雲町長より。
- ④ 十勝支廳管内における風害對策について、十勝支廳産業課長より。
- ⑤ 農産物検査法一部改正實施の延期と農産物検査の道營實施促進について、北海道移輸出農産物協會理事より。

ついで宮本委員長(協同)より、北海道甜菜糖業振興臨時措置法並びに澱粉、輸入バターの政府對策に關する折衝の經過について報告、目下參議院に送付されている右措置法の成立折衝並びに道内風霜害視察について諮りつぎのように決定、午後四時四十分散會。

中央折衝秋山(協同)立原(自)委員
道内

- 一班(十勝)平野(公)若林(道政)二瓶(協同)高橋(社)委員
- 二班(網走)朝倉(自)宮本(協同)天谷(協同)委員
- 三班(渡島)田中(自)和平(勞)三澤(社)舟木(社)委員

○六月十日午前十一時、第一委員室において開議、昭和二十八年度國費要求豫算について説明を求め農政課長、畜産課長より説明あり午後零時散會

會。

○六月二十一日午後一時、第二委員室において開議、經濟部長よりてん菜生産振興臨時措置法案の逐條について説明あり、ついで秋山委員(協同)より、澱粉價格對策についての議會として關係筋に感謝の意を表したい旨の發言あり、若林(道政)高橋(社)二瓶(協同)朝倉(自)各委員から意見があり、委員長よりこの問題については異論もあるので保留することについて諮りそのことに決定、ついで風霜雨害現地調査について、和平(勞)高橋各委員、宮本委員長(協同)より、報告あり、ついで高橋委員より風霜害對策について五人程度の小委員會を設けることについて動議があり、委員長よりこれを諮り異議なくそのことに決し、小委員に、平野(公)若林、朝倉、天谷(協同)高橋各委員を決定、午後四時散會。

○六月二十三日午後四時四十分、議長室において、小委員會を開議、主査の選定について諮り高橋委員(社)を主査に決定、今後の風霜風害對策の進め方については、一應具體的項目を決定し、これに基いて方針を樹立することに意見の一致を見、午後五時十分散會。

○六月二十四日午後二時三十分、第二委員室において、小委員會を開議、冒頭、森町長より、風害救済對策について陳情を聴取、ついで高橋主査(社)より對策項目について諮り八項目に亘る對策を決定、午後三時十分散會。

○六月二十六日午前十一時、第二委員室において開議、冒頭、耕土改良事業用トラクターの貸付料の免除方について、種馬鈴薯生産改善の強化對策について北農生産連より陳情を聴取した。宮本委員長(協同)より前議會において議決した農業再生産資金の貸付條件の一部につき議長に申し入れがあつて緊急委員會を開くことになつた経緯について報告、これを議題とし、和平委員(勞)より質疑、經濟部長の答辯があつて本年八月一日より十月三十日までとある貸付期間を七月一日に一月繰り上げ變更のことに決定、なお財政の關係もあるので、このことについては總務委員會とも十分連絡することに決した。

つぎに若林委員(道政)より、瀧川種羊場の一部農地の開放運動がなさ

れている事實の有無について發言、理事者側の説明があり、これについて高橋(社)和平、朝倉(自)若林、兒玉(自)各委員より意見があつたが結局農政委員會としては、種羊場の土地買収については、これを買収から除外するよう、委員長から議長に連絡の上道農地委に申し入れすることに決し、午後零時十分散會。

○六月二十八日午前十一時、第二委員室において、小委員會を開議、高橋主査(社)より、風霜雨害對策を議題とし、農協組課長より差當つて、肥料、種子購入資金の對策について説明、若林委員(道政)より、借金として残らぬよう補助が助成の途は考えられぬか、また、傾斜地農業の安定對策、耕土改良、耕地防風林、造成事業、土地改良事業について、平野委員(自)より家畜の導入について、災害住宅の建設資金について質疑、應答あつて高橋主査よりこの問題は議會の問題として大きく取り上げ、中央とも折衝の要もあり、意見案の提出を委員會で決定するよう連絡することを諮り、そのことに決定、午後二時散會。

商工委員會

○六月二十一日午後一時十二分、第三委員室において開議、冒頭中小建築業者の金融問題解決の一助として、保證會社設立につき道費助成について、建設業審議會長より、また全國鑛業大會開催について道費助成の件につき、北海道炭礦技術會長より陳情を聴取した。ついで宮坂委員長(民)より、小水力發電施設に對する長期貸金増額要望、電源開發促進、本道主要港と本州間定期命令航路開設及び助成、建材ブロック運賃等級引下、拓銀に對する長期及び短期融資兼營業望等中央折衝經過について報告、つぎに委員長より電源開發法案中、昭和二十七年度着工地點に糠平がはいつていない點について發言山内(勞)坂東(浩)(公)三室(自)各委員より意見及び質疑があり、商工部長の答辯があつた。次に建材ブロック運賃等級引下げ要望意見書については案文通り決定したが本道における運賃問題について三室、山内、武田(協同)各委員より意見があり道においてもこの

問題は十分検討されたい旨委員長より要望、次に工業試験場留萌支場の賣渡しについて工務課長の説明あり山内委員は、本施設賣渡しについては、少數意見保留の旨發言あり、委員長より賣渡しについて諮つた結果多數をもつてこれを決定、次に北海道航路運賃差額補給臨時措置法案が國會に提案されてない事情及び見透し、今後の運動について委員長、岩田委員（自）より説明あり、次に工場誘致條例を議題に供し工務課長より説明を聴取、本案は委員會に付託されてから審議することとした。次に乗用車運賃について諮り、商工振興課長より説明があつたが、三室、武田、徳中（自）山内各委員より道の調査は核心にふれていないので再調査の意見あり、そのことに決定。

次に付託の意見案第十三號電氣料金値上げ反對に關する意見書について諮り山内、三室兩委員より意見あり、委員長より本件は審議中において料金値上げが實施され審議の目的は消滅しているので、審議中止ということを文書報告することについて諮りそのことに決定。

次に商工部長より警察機隊の使用する物資は現地調辦について要望があつたが、三室委員より意見もあり、なお検討の上委員會に報告することとし午後六時三十分散會。

○六月二十三日午後零時四十五分、第四委員會室において開議、宮坂委員長（民）より目下參議院審議中の電源開發促進法案の成否は本道の電源開發促進に大なる影響があるので本法案の成立を期し、さらに昭和二十七年度の濬工地點として十勝川水系糠平地點を加えることを要望する意見書の提出について諮り、佐藤（協同）三室（自）山内（勞）各委員より意見があり結局、意見案提出に決定、案文は委員長一任をもつて、午後一時二分散會。

勞働委員會

○六月二十一日午後三時三十五分、第三委員會室において開議、冒頭、勞働金庫事務所買收整備費に對し道費助成について北海道勞働金庫組合長か

ら陳情聴取、ついで失業對策事業の枠の擴充、平均賃金單價の増額、冬季燃料手當支給等についての中央折衝の經過につき山内委員（勞）より報告委員長より適當の時期において再運動の要ある旨を述べ、次に職業輔導事業調査の概要について、武田委員（協同）より報告があつた。次に第二回定例道議會提案豫定の勞働部關係豫案について、理事者の説明を聴取、山内、西村（社）三室（自）各委員より意見及び質疑があり應答の後、午後四時二十五分散會。

○六月二十六日 午後一時三十分、第四委員會室において開議、四十榮委員長（民）意見案第十四號破壊活動防止法案制定に關する意見書を議題に供し、武田（協同）西村（社）宮坂（民）三室（自）窪田（公）山内（勞）徳中（自）各委員より意見が述べられたが結論に達せず、午後一時四十五分一旦休憩、午後四時三十分再開西村委員より修正動議提出趣旨辯明、賛成あつて動議成立したが、各委員より意見があり、採決に至らず午後四時五十分休憩、その後開議時刻を經過するも定數に達せず流會となつた。

○六月二十七日午後六時三十分、第二委員會室において開議、昨日に引續き意見案第十四號について審議續行、武田委員（協同）より修正動議提出提案者に代り朝日委員（協同）より趣旨辯明賛成あつて動議成立各委員より意見あり、西村委員（社）の修正動議撤回を了承、委員長より武田委員の修正動議を全員で決した場合本會議において討論を用いないで採決することを希望したが、徳中委員（自）は黨議員會で相談を要する旨發言、委員長は明日正午本委員會を開くについて了承を求めて午後六時五十分散會

○六月二十八日午後一時三十分、第二委員會室において開議、四十榮委員長（民）に意見案第十四號について各黨の意見を求め三室（自）山内（勞）森川（社）武田（協同）西村（社）窪田（公）各委員よりそれぞれ意見が述べられたが結論に達せず午後一時五十七分休憩、その後開議時刻を經過するも定數を欠き流會となつた。

○六月三十日開議時刻を經過するも定數を欠き流會となつた。

開拓委員會

○六月二十日午後一時十六分、第二委員室において開議、冒頭池田町土地改良區の災害復舊工事に對する道費助成について、富良野地方における風水害對策について空知支廳より陳情を聴取後、宮北委員長（協同）よりかんがい排水、土地改良事業國費補助基準の改正等に關する中央折衝經過について報告があり、ついで震災風水害狀況調査について委員長及び土橋副委員長（協同）より報告ついで南尻別村における秋田縣開拓國落雷被害について關係課長より説明があり西川（民）福島（公）兩委員よりこれについて意見が述べられた。ついで岡林委員（社）より長沼町長都第一區開發計畫變更に伴う現地調査について報告があり、荒（社）田呂（協同）福島、池田（協同）原田（公）各委員より意見及び質疑應答があり結局委員長より①開拓部は開發局、地元町村と協議の上現地の實情にそつた地區計畫を立てるよう努力されたい。②生活保障の點については民生部と協議の上善處されたい。③家畜導入については現地調査の上善處されたいの三點を開拓部に要望することについて諮り、そのことに決した。次に警察豫備隊演習用地買收等について開拓部の説明を聴取、委員會としても現地の實情を調査の要があり、議會終了後これを行うことに決した。次に昭和二十七年年度補正豫算について説明、池田、田呂兩委員より意見及び質疑があり、應答の後、拓殖軌道運行管理について説明を聴取、午後三時二十九分散會。

林務委員會

○六月二十日午後三時三十五分、第二委員室において開議、大久保副委員長（民）より中央折衝經過について報告、ついで岡林委員（社）より釧路、根室地方における山火狀況調査について、大久保副委員長より道南方面における山火狀況調査について報告があり、ついで林務行政一般にわたる質疑應答があつて、午後四時十三分散會。

土木委員會

○六月十九日午前九時十五分、第四委員室において開議、冒頭室蘭土木現業所を苫小牧市に移設について浦河町長、苫小牧市助役より、小樽、定山溪間道路を地方費道に昇格について、豊平町長、小樽市助役より、然別湖觀光道路改修工事について、帶廣市助役より陳情を聴取後、宮津委員長（自）より道路法改正に伴う國道認定についての中央折衝について報告全國道路審議會委員について川人（道政）笠井（協同）時田（道政）新保（公）各委員より質疑及び意見があり、委員長より應答の後改正道路法による道路審議會委員に道として委員を推せんしその實現を期したい旨について諮り一旦休憩、再開の後各委員に宮津惣太郎、坂千秋、吉町太郎市の順序により三名推せんすることに決した。ついで地方費道札幌、稚内線を國道認定について、雨龍村長より陳情を聴取、引續き委員長より、先の委員會において檢討することに決した「北海道における漁港に關する事務について」の水産廳長官よりの議長宛通牒についての扱いを諮り、旭（自）新保（公）菊地（民）池戸（勞）各委員よりそれぞれ意見の發表があり、結局、この通牒については見送ることに決した。次に新保委員より市町村道補助金増額について意見があり、池戸委員も賛成委員として考慮しなければならぬと強調、委員長より、市町村道補助に對する特例を現在建設省において考慮中であり善處したい旨を述べ、次に土山（公）委員より室蘭土木現業所移設問題について質疑、新保、西田（正）（民）兩委員からも關連質疑あり、應答の後午後零時四十五分散會。

建築委員會

○六月十七日午後一時四十分、第四委員室において、小委員會開議西田（正）（民）主査より道立ブロック建築指導所の設置箇所の選定について諮り建築部長より、明治乳業札幌牧場用地、清水木材合板工場構内地、琴似小熊木工株式會社、朝日建材、野幌開發會社について説明、西田主査より新たに候補地になつた、琴似小熊木工場の視察について諮り、視察することに決定、休憩、午後四時十分再開、候補地比較對象上の資料について各

委員より質疑應答があり、西田主査より當初は本日の小委員会で最後の結論を出す豫定であつたが、提出資料の不備などから本日結論を出すことは困難である。従つて本日は琴似小熊木工場、朝日建材工業工場、新規に建設した場合の三案について明日の委員会に持込み、委員会最後の線を引いてもらうことにしたいと語り、そのことに決し、午後六時散會。

○六月十八日午後三時五十五分、第四委員室において委員会を開議、まず西田(正)小委員会主査(民)より道立ブロック建築指導所に關する委員会の経過及び結果について報告、それについて川人(道政)菊地(民)新保(公)宮津(自)各委員より質疑があり、西田主査及び旭委員長(自)より應答、建築部長より説明があつて後、小委員会決定の白石の朝日建材琴似の小熊木工場及び新規建築する場合の三案を基調として、各委員より質疑應答、意見の發表があり、午後四時三十二分一旦休憩にはいる。休憩中さらに小委員会を持つて検討の上、午後五時四十五分再開、西田主査より朝日建材、小熊木工場及び新規建築する三カ所について比較検討の結果つぎの條件を付することにして琴似町所在、小熊木工場に決定した。

條件 道立ブロック建築指導所の坪數は、小熊木工場利用可能坪數八百坪に鐵道用地借入豫定坪數二百坪を加え、さらに五百坪を追加し、既設の岐線をただちに利用し得る箇所に指導所を設けること。

委員長よりこれを語り、異議なくそのことに決し、さらに委員長は委員会決定について、理事者は執行に當り十分考慮の上善處を希望午後六時三十分散會。

特別委員會

震災對策特別委員會

○六月十九日午後一時三十五分、第二委員室において開議、兒玉委員長(自)より第四次中央折衝の経過について報告、その後の復舊對策の進捗狀況について検討の後、委員長より現在の段階で委員会としても一つの區

切りができたが今後のあり方如何について語り宮坂(民)新川(勞)菊地(民)坂東(秀)(公)堀田(自)各委員より意見あり結局委員会の意向としては一應打ち切りの線もであるが、議會としての意向によつてということに意見一致し、午後三時五十分散會。



會 合

全國都道府縣議會議長會幹事會

○六月七日、東京都において開催、地方自治法改正法案に對する參議院對策、各縣議員視察團その他について協議した。

全國都道府縣議會議事務局長參與會、及び事務局長會

○六月九日より三日間、東京都において開催次の事項を協議した。

一、報告事項

1 地方自治法改正法案の經過について

2 政府刊行の職員錄について

3 六月七日全國議長會幹事會における申合せ再確認事項について

① 議員縣外調査視察にさいしての申合せ

② 常任委員長の會同等に關する自肅申合せ

二、協議研究事項

1 地方議會職員の身分を特別職とすることについて

2 全國議長會で行う昭和二十七年會議會職員研修會の計畫について

3 議會招集日の告示の變更、取消等について

4 地方自治法第百十條第三項の規定による特別委員會付託の議決について

5 議會事務局職員中「書記を職責に相應した名稱の使用について」

6 議員の懲罰に關する取扱について

7 議長會以外の各常任委員會のブロック會議その他これに類する會議を議長會一本にすることを再確認することについて

三、懇談事項

1 全國議長會「地方行政調査會」の廢止と「地方制度調査會」の設置に

CSH

2 全國事務局長相互慶弔制度について

北海道開發審議會（總會）

○六月三日、總理府開發廳において、總會を開催次の事項を審議した。

一、北海道における長期資金の確保について

二、てん菜糖業の振興について

三、十勝沖地震災害復舊對策の經過について（報告）

四、昭和二十七年豫算その他について（報告）

追記 1 なお本總會は現在までの委員任期中の最終總會となり七月一日付

次の新委員が任命されたのでこれを紹介する。

衆議院議員 苔米地英俊 秋葉滿壽次

同 玉置 信一 上原徹三郎

同 篠田 弘作 内海 清溫

同 椎熊 三郎 黒澤 西藏

同 三宅 正一 小林 中

參議院議員 堀 末治 鈴木 雅次

同 加賀 操 中島 慶次

同 木下 源吾 永田 昌綽

北海道知事 田中 敏文 永野 重雄

北海道議會議長 蔭田 余吉 万仲余所治

資料

第十三回國會で成立し又は提案されている地方自治に關係のある法律及び法律案について

註 地方自治法、地方財政法、地方財政平衡交付金法、地方税法、地方公務員法、自治廳設置法等一連の地方自治關係のもの及び時報既掲載の法案を除いたものについて、その主なるものをピックアップして簡単に要旨を説明した。

☆警察關係

一 道路交通取締法の一部を改正する法律

道路交通の圓滑化を図り、交通事故を少なくするため交差点における自動車、右折について例外規定を設け、無軌條電車の運轉用法に關する規定を新設し、又原動機付自転車の運轉資格に關する規定を自動車から切り離して簡單にする等の改正である。なお、年度の改正の中で注目すべきことは都道府縣公安委員會の行う運轉免許及び運轉許可に關する事務に要する費用（警察隊の人件費を除く）は當該都道府縣の負擔とするともに、これに關連する手数料は國庫でなくて都道府縣の收入とし、あわせて現にこの關係の事務の用に供されている國有財産等を無償で當該都道府縣に讓渡（土地は無償使用）することにしたことである。これにより運轉免許のための試験施設等の改良向上が期待されている。

二、町村の警察維持に關する責任轉移の時期の特例に關する法律案

昨年十一月一日から今年の五月二十日までに自治體警察を維持しないことと決定した町村について、希望により責任轉移の時期を今年の六月一日に繰上げること（一般原則は明年四月一日）を認めるもの。

三、市の警察維持の特例に關する法律案

自治體警察を維持しないことになつた町村の區域をもつて、又はその區域と自治體警察を維持しない他の町村とをあわせて市が設置された場合、その市は特に議會の議決により、警察を維持しないことができるものとする。

四、保安廳法案

この法案を警察の部に入れることは正確でないが、便宜ここで説明する。これは、國內防衛力漸増の方針に基き、從來の警察豫備隊と海上保安廳の海上警備隊とを統合して七月一日から發足することになつてゐる保安廳の設置、その組織、その職員的身分取扱並びに保安隊及び警備隊の出動、武器使用等について規定もれたものであるが、地方公共團體に關係のあるものとして次の諸點がある。

まず第一に、都道府縣知事は治安維持上重大な事態についてやむを得ない必要があると認める場合は、内閣總理大臣に對し保安隊又は警備隊の部隊の出動を要請できる。この場合、知事は事態が収まつた後において議會に報告しなければならぬ。次に、災害が起つた場合にも、知事は救援のための部隊派遣を要請できる。第三に、目下國會に提案中の「警察豫備隊令の一部を改正する等の法律案」の中にも同様のことが含まれてゐるが、都道府縣知事及び市町村長は、保安官又は警備官の募集に關する事務の一部を行うことになつてゐる。

☆法務關係

一、住民登録法施行法

昨年成立した住民登録法は、本年七月一日から施行されるが、この法律はその施行に際し、市町村が最初の登録をするについてなすべき手續を定めたものである。これによれば、市町村は法施行の際その区域内に住所を有する者について住民票を作製することになつており、その他このため必要な届出・調査・通知等に關する規定・本籍を有する者についての戸籍の附票の作製に關する規定等が設けられてゐる。

二、外國人登録法

ボツダム命令である外國人登録令を廢止して、新たに制定されたもの。
登録制度の内容は大體從來と同様であるが、從來不備だつた事項について規定の整備が圖られてゐる。登録の事務は市町村長が行うが、都道府縣知事も一半の責任を負うことになつてゐる。登録に際しての指紋の押なつは新しい規定であるが、その實施は準備の都合上平和條約發効の日から二年以内で政令で定める日からということになつてゐる。なお、従前の外國人登録令には朝鮮人、台灣人の不法入國及び退去強制の規定があつたが、平和條約發効とともにこれらの者が外國人となつたのを機會に、これに關する規定は出入國管理令に移された。

☆財政金融關係

一、國庫出納金等端數計算法の一部を改正する法律

このうち地方公共團體に關係のある部分は、從來地方税の延滞金及び加算金については、地方税の場合と異なり本來の端數計算方法たる五十錢未満の金額の切捨、五十錢以上一圓未満の金額の一圓としての計算という方法によつていたが、今回これについても地方税本税の場合と同様十圓未満は切り捨てて計算する簡易な方法によることにしたものである。

二、地方公共團體職員給与改善のための地方公共團體に對する

國の貸付金に係る債務の免除等に關する法律案

國が、地方公共團體の支辨に係る職員の給与の支拂の財源に充てられため、昭和二十二年一度一般會計豫算のうちから地方公共團體職員特別一時手當貸付金等の名目で支出した地方公共團體に對する貸付金を免除するとともに、この額を限度として、昭和二十一年度分以前の舊地方分與税法に基く還付税で現在までに還付されてゐないものについての債務を免がれることを定めたもの。この政府貸付金等ですでに償還されたものがある場合は昭和二十七年年度の平衡交付金の算定に用ゐる基準財政需要額にその額を加算する。なお、都道府縣等が市町村等に對し右の政府貸付金等の轉貸等を

している場合にはこれについても免除措置等をとらなければならない。

三、國立病院特別會計所屬の財産の譲渡等に關する特別措置法案

これは、昭和二十七年年度の豫算上豫定されてゐる國立病院の都道府縣移讓に伴う特別措置を定めたもので、まず第一に國立病院の用に供されてゐる資産又は國立病院の經營から生じた資産は、たとえば國有財産法上の國有財産については時價の七割減、動産については原則として五割減の價額で、未收金債權については債權額の三分の一以内を減額した價額で譲渡できることとし、この譲渡代金の地方債による物納又は十年以内の延納を認めてゐる。なお、國立病院施設の移讓に伴い、引き続き都道府縣の職員になつた者に對しては恩給法が準用される。

四、貴金屬管理法の一部を改正する法律案

銀及び白金族地金を政府に集中する必要がなくなつたので、政府によるこれらの物の買入及び賣却制度を廢止し、法律の題名を金管理法に改めるとともに、金の増産を確保するため、政府の所有する金地金を金鑛業者等に賣却した場合これらの者が拂下價格をこえる價格で需要者に賣却することを認めたもの。

五、その他

國有財産特別措置法案は、舊軍用財産の外、平和條約の發効に伴い大量の賠償指定國有財産の解除及び連合國軍管理の國有財産の返還がなされるので、これらのぼう大な財産を民主安定、公共の利益の増進、産業經濟の振興等に有効適切に寄與させることを目的として、従前の「舊軍用財産の貸付、又は讓渡等の特例等に關する法律」に代へ國有財産の無償貸付、減額讓渡又は貸付、讓與、延納の特約等國有財産法に對する特例を大巾に規定したもので、地方公共團體にも大きな關係がある。次に、製鹽施設法案は國內の産鹽を維持増進する目的で、鹽田、濃縮施設又は鹽田防災施設の改良、新設又は災害復舊事業の費用に對し日本專賣公社にその一部を補助させるとともに（従前の鹽田等災害復舊事業費補助法は廢止）、製鹽施設の保全及びその効用の維持のため、製鹽施設の目的外使用を公社の許可制

の下に置き、製鹽施設に隣接する地域又は水域で新しく施設を設ける者に對し、製鹽施設の効用の保全上必要な豫防施設を設けるべきことの指示ができることを定めたもの。

☆文 教 關 係

一、新たに入學する兒童に對する教科用圖書の給與に關する法律

毎年新しく小學校、盲學校、ろう學校及び養護學校に入學する兒童に對して、國が國語と算數の教科書を無償で給與することを定めたもの。昨年制定された「昭和二十六年年度に入學する兒童に對する教科用圖書の給與に關する法律」は、義務教育の無償の理想を實施する第一歩として、さし當り昭和二十六年年度に公立學校に入學する兒童に國語及び算數の教科書を無償で給與することを目的として、設置者である地方公共團體に對しその費用の二分の一を補助することを定めたものであつたが、今度の法律は、義務教育の全面的無償という理想は財政面からの制約で仲々實現が困難なので、毎年の新入學兒童に對してその前途を祝う意味で教科書を贈るという趣旨に切り換えたのである。この教科書の無償給與の費用は全部國が負擔しこれまでのような地方公共團體の負擔部分はない地方公共團體側としては公立學校の設置者としての教育委員會又は長が、國の責任に基いてこの教科書給與事務の一部を取り扱うだけである。

二、統計法及び教育委員會法の一部を改正する法律

指定統計調査に關する事務を地方公共團體の長の外、教育委員會も處理できることとするともに、かように教育委員會が國の委任事務を處理する場合、委員會に對し國の機關が指揮監督權を持つことを定めたもの。

三、教育委員會法等の一部を改正する法律案及び教育委員會の委員

の選舉の期日等の臨時特例に關する法律案

本年十一月に豫定されているすべての市町村における教育委員會の設置並びに十月に施行されるこのための選舉及び任期満了の教育委員會の委員の改選のための選舉をそれぞれ一年間延期するとともに、本年五月十日ま

で交渉團體としての存續を認められている都道府縣單位で都道府縣内公立學校の職員を通じて組織される職員團體の存續期限もさらに一年間延長しようとするもの。これは、五月十日までには成立をみなかつた。

四、その他

私立學校振興會法は、私立學校振興會の組織、業務等を定めたものであるが、このうち地方公共團體に關係のある點としては、國が從來直接に、又は都道府縣を通じて私立學校に對し、戰災その他災害復舊資金又は經營資金として貸し付けていた貸付金債權が、國から私立學校振興會に現物出資され、その債權もこの振興會に引き繼がれたので、今後は、振興會が都道府縣に對する債權者になるということなどである。次にユネスコ活動に關する法律案はユネスコ憲章の趣旨に従い、わが國におけるユネスコ活動に關する助言、企畫、連絡及び調査のための機關としての日本ユネスコ國內委員會を設置することを主な内容とするものであるが、その第四條では地方公共團體は、自らユネスコ活動を行うとともに、必要があると認めるときは民間のユネスコ活動に對し助言を與え、これに協力し、又は事業の援助をすることができるとしている。

最後に、産業教育振興法の一部を改正する法律案は、産業教育の特殊性にかんがみ、實驗實習から生ずる収益及び教員の資格、定員待遇等について特別の措置を講ずべきものとしている。

☆厚 生 關 係

一、國民健康保險再整備資金貸付金法

國民健康保險が非常な窮乏にある現況にかんがみ、その保險者の診療報酬の未納を解消し、國民健康保險事業の再整備を圖るため、長期低利の資金を保險者に貸し付けることを目的として制定されたもの。この貸付金は昭和二十七年三月三十一日現在事業を實施している保險者で未拂診療報酬を有するものに對して、昭和二十七年年度から二十九年年度までの間貸し付けられる（昭和二十七年四月一日から二十八年三月三十一日までの間に事業

を再開し、又は事業を廢止した他の保險者から診療報酬支拂義務を承繼して事業を開始した保險者にもこれに準じた貸付がなされる。貸付金の償還期限は、貸付を受けた年度の次年度から十年、利子は六分五厘（据置期間中は無利子）、元利均等償還の方法による。この貸付を受ける條件は、仲々嚴重で、貸付を受ける前年度の保險料の額と一般會計繰入金の額との合計額の療養の給付に要した費用の額に對する割合とか、受診率とか保險料收納割合とかがそれぞれ一定率以上又は以下であることを要し、又、その貸付額は未收保險料のうち收納が著しく困難と認められる額の半額を基準とし、保險料收納割合等に應じて定められる。

二、兒童福祉法の一部を改正する法律案

兒童相談所で一時保護を加えた兒童の所持する物で、一時保護中本人に所持させることが不適當なものの保管に關する規定を設け、その他兒童に深夜道路等で物賣等をさせたり、カフエー、キャバレー等に立ち入らせること等を禁止したもの。

☆農林水産關係

一、小型機船及び網漁業整理特別措置法

この法律は、第十二回國會に提案され、第十三回國會に繼續審議された結果、成立したもので、この内容は、沿岸で操業される小型底びき漁船の数が多すぎて、らん獲に陥り、水産資源の枯渇を助長しているもので、現在約三萬五千隻ある小型底びき船を昭和三十一年三月末までに約二萬隻に減らすことを目的として、その手續、補助金の交付等を定めたもの。

二、農地法案及び農地法施行法案

これまで農地改革後における農地調整及び自作農創設に關する制度は、農地調整法、自作農創設特別措置法及び「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に關する政令」（ポツダム政令）の三本立によつて實施されてきた。ところがこの三者の關係が混み入つてい

るばかりでなく、三つの法令のそれぞれがまたささる複雑かつ難解で普通の人にはもちろん、實務にたずさわる人にとつても扱いにくいものだったので、占領終止を機會にこの三者を統合整理しわかりやすい農地法を作るといふのがこの法律のねらいである。それで新しい農地法は、終戦後行われた農地改革をそのまゝ取り入れてこれを維持する方向で立案されており、農地の移動統制及び潰廢の防止、不在地主の小作地等の強制譲渡、未墾地の買収及び賣渡、小作權の保護等すべて大體従前と同様の考え方

三、農林水産業施設災害復舊事業費國庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律

農林漁業施設の災害復舊については、これまで被害程度の大小にかかわらず同率（五割又は六割）の補助になつてゐるが、激甚な被害を受けた地域では復舊が困難なので、昭和二十六年以降の災害については、これらの地域の災害復舊事業のうち一定の額をこえる部分に對しては高率（七割五分ないし九割）の補助をすることにしたものである。

四、松くい虫等その他の森林病虫害の驅除豫防に關する法律の一部を改正する法律

松くい虫等の穿孔虫類以外の森林病虫害については、政令で一年以内の期間を限つて防除措置を行ふことになつてゐたが、これでは十分に目的を達成できないので、これらの森林病虫害についてもこの法律で恒久的に防除を行ふようにし、これに伴つて題名も森林病虫害等防除法と改められた。

五、漁船損害補償法及び漁船損害補償法施行法

從來の漁船保險法に代るもの。今までとの主な相違は、第一に、小型漁業についてある程度の義務加入制を設けたこと。すなわち漁業協同組合の地域内に住所を有する二十トン未満一トン以上の動力漁船の所有者の三分の二以上が加入に同意すれば、その所有者全員につき加入の義務を生ずること。第二に、漁船保險組合を特定漁業に従事する大型漁船を目的とする

業態組合と、その他の漁船を目的とする地域組合の二種に分けて規律したこと。第三に漁船保険中央會の設立を認めたこと等である。

六、主要農作物種子法

稻、大麥、はだか麥及び小麥の優良な種子の生産及び普及の促進のため都道府縣が一定の種子生産ほ場を指定して、これについては場審査を行い補助金を交付することを定めたもの。

七、森林法等の一部を改正する法律

新土地收用法の施行に伴い、森林法及び國有林野法中の關係規定を整理するとともに、從來年一回だった森林の伐採許可の申請を、許可量になお余裕があるときはさらに一回申請できるようにし、その他森林區實施計畫決定の時期を一箇月繰り下げる等の改正をしたもの。

八、農業改良助長法の一部を改正する法律

補助の對象となる協同農業普及事業の内容を擴充して、指導者農民の育成、施設の整備等をこれに含ませ、又、専門技術員及び改良普及員は一定の任用資格を要するものとしたもの。

九、農業災害補償法の一部を改正する法律

從來一年ごとに立法措置を講じてきた農作物共済、蠶繭共済及び家畜共済に係る共済掛金の一部國庫負擔の制度を恒久制度化し、農業共済團體の役員及び總代の任期を一年から三年に延長し及び農業共済組合の役員及び總代の總會外における選舉を認めたもの。

十、農業災害補償法臨時特例法

現在まで共済目的明に、耕地一筆ごとに引受を行っている農作物共済は將來各農家單位でその耕地を一括して引受を行うようにするのが適當と認められるが、直ちにこれを實施するにはなお研究すべき點があるので、一部の農業共済團體につき試験的にこれを實施し、將來の全面的實施のための基礎資料を得ようとするもの。

十一、農業共済基金法

國と各農業共済組合との半額ずつの出資で資本金三十億圓の農業共済基

金という法人を設立して、會員たる連合會のために資金の資付と債務の保證を行わせ、これによつて保險金の圓滑な支拂を確保しようとするもの。

十二、食糧管理法の一部を改正する法律

麥類について從來の供出割當制を廢止するとともに、新たに生産者の申込に應じ、パリティー價格による政府買入方式を採用し、甘しよ、馬鈴しよ、雜穀を法定主要食糧から外し、食糧配給公團に關する規定を削除した。

十三、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法及び急傾斜地帯農業振興臨時措置法

ともに、昨年制定された積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法の體裁にならい、シラス等の特殊土じよう地帯及び急傾斜農業地帯の振興のための審議會の設置及び事業計畫作成の手續等を定めたもの。

☆商工關係

一、國際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時措置に關する法律

臨時物資需給調整法は、三月三十一日限り失効したが、年間はその有効期限の延長を行わず、代りにこの法律が制定されたこの法律では、國際的に供給が不足する物資及び國內において供給が特に不足する物資についてだけ、割當若しくは配給の命令又は使用、讓渡、讓受若しくは引渡の制限若しくは禁止ができることになつてゐる。特に割當又は配給制度を採れるのは、ニツケル、コバルト、タングステン、モリブデン及び白金だけに限られる。なお、石油、砂糖等については、六月三十日まで舊物資需給調整法に基く命令は効力を有する。

二、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

私的獨占禁止法との關係で事業協同組合又は信用協同組合の組合員である事業者の常時使用する従業員の数に制限を緩和し、從來別表に定められるような地域をこえる廣地域の連合會について設けられていたある種の共同施設についての制限を削除し、組合員外からも役員が選任できるように

し、行政廳の權限を強化するとともに、組合の種類による所管行政廳の區分を實情に即するように改正したもの。

三、公益事業令の一部を改正する法律

戦時中の配電統制にあたつて、その有する電氣供給事業設備を出資又は譲渡した地方公共團體に對しては、會社がその後十年間公納金を納めることになつており、公益事業令制定後もこの規定は効力を有していたが、十年の期間が近くきれるのでこれを若干延長しようとするもの。なお公益事業令そのものを法律化する法律案は衆議院で難航している。

四、臨時石炭鑛業復舊法案

石炭及び亞炭鑛業に基く鑛業を計畫的に復舊することを目的として、一定地域ごとに設立される特別法人なる鑛業復舊事業團の組織及び運営、農地、農業用施設及び公共施設の復舊工事の計畫及び家屋等の復舊工事に關する協議及び裁定の方法等について定めたもの。鑛業復舊事業團の設立については、その地域内の市町村長、石炭鑛業權者、鑛業被害者十人以上が發起人となる。

☆運輸關係

一、氣象業務法

氣象業務の健全な發達を圖り、災害の豫防、交通の安全の確保、産業の興隆等に寄與する目的で、氣象業務に關する基本的制度を定めたもの、地方公共團體に關係のある點としては、地方公共團體が氣象の觀測を行う場合には、研究、教育等のため行う場合を除き政令で定める技術上の基準に従ふ必要があること、氣象、地象、高潮等の豫報の業務を行うには運輸大臣の許可を受けなければならないこと等がある。

二、道路運送車兩法の一部を改正する法律

行政事務簡素化の方針に即應して、自動車の登録及び検査の制度を簡素化し、輕自動車について登録制度を届出制度に改め、検査の有効期間を合理化し、又、原動機付自動車及び旅客輕車兩の検査の制度を廢止し、なお、

檢車手數料の徴收についての規定を整備したもの。

☆建設關係

一、屋外廣告物法の一部を改正する法律

屋外廣告物法に基く條例に違反している廣告物についての排除措置が、從來十分でなかつたので、これに關する規定を整備するとともに、都道府縣知事はこの法律に基く事務の一部を市町村長に委任できるものとしたもの。

二、道路整備特別措置法

道路整備の促進を圖るためいわゆる有料道路の制度を設けたもの。有料道路の新設又は改築をなしうるのは、建設大臣並びに都道府縣知事及び市長である道路管理者に限られ、前者の場合は、道路法の規定にかかわらず國道その他の道路についてもこれをなしうるが、後者の場合はその管理する道路に限られ、かつ、當該地方公共團體の議會に諮問した上建設大臣の許可を得なければならない。なお、この法律には、有料道路設定の基準、その料金の最高限度及び徴收される對象、地方公共團體に對する有料道路建設費用の貸付に關する規定が設けられている。

三、道路法及び道路法施行法

従前の道路法では道路の種類を國道、府縣道（都道、地方費道）市道及び町村道に分けていたが、新道路法では、道路を一級國道、二級國道、都道府縣道及び市町村道の四種類に分けている。舊法では、道路の管理は國の機關委任事務と考えていたが、新法では、一級國道及び二級國道は都道府縣知事への機關委任事務、その他の道路は團體委任事務と考えられている。一級國道と二級國道との差は、その道路の重要性によるものであり、これに伴つてその管理についても、一級國道の方が國の直接干與の度が強い。なおその他新法には、道路の構造、占用、保全、費用の負擔、不用道路敷地の處分等について、舊法に比し民主的な運営が確保されるように、詳細な規定が設けられている。

四、耐火建築促進法

都市における災害を防止する等の目的で、耐火建築物の建築を促進し、耐火建築帯の造成を図るため、地方公共團體又は國は、耐火建築物の建築について建築主又は地方公共團體に對し補助金を交付できること及び地方公共團體は、耐火建築帯の區域内に、特に緊急に耐火建築帯を造成する必要があると認める場合に、一定條件の下に、そこに自ら地上階敷三以上の耐火建築物を建築しようとするときは、その敷地用として土地の強制使用ができること等を定めたもの。

五、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫の資本金を増額すること、同公庫の業務の中に地方公共團體又は非營利法人の行う住宅分譲事業に對する貸付を加えること、資金原價の上昇に伴い貸付利率を年五分五厘から六分に引き上げること、債務者の負擔軽減を図るため防火又は耐火構造の住宅について償還期間を延長するとともに、一種の自家保險制度である災害補償制度を実施すること等をその内容とする。なお従來、公庫は地方公共團體に貸付金に係る住宅の建設工事の審査事務を委任していたが、今度さらに貸付金の回収に關連して取得した建設中の住宅に係る建設工事及び災害補償契約に係る住宅の災害に因る損害額の査定についても委任できることになつてゐる。

六、國土總合開發法の一部を改正する法律

國土總合開發法に基く諸施策が進歩したのに伴い、國土總合開發實施のための手續に關する規定を新設するとともに、各段階における總合開發計畫の作成の手續に關する規定を整備し、あわせて國土總合開發審議會の組織について改編を加えたもの。なお、これによれば、國は、地方公共團體が行う特定地域總合開發計畫の事業についてはその負擔すべき経費の割合に關し特例を設け、又は補助金を受交付できることになつてゐる。

七、宅地建物取引業法

宅地建物取引業を営む者の都道府縣知事への登録制度を實施し、その事業に對し必要な取締を行うことを内容とする。

☆ボツダム命令と行政協定關係

占領終止當時一四六件の有効に働いてゐるボツダム命令があつたが、これらについてはこの國會でその將來の効力についての措置がなされた（ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件）の廢止に關する法律及びこれに關連する一連の法律。これによつて半数以上のボツダム命令が廢止され、他はそのまゝ又は一部改正の上法律としての効力を有して存續することになつた。地方公共團體に特に關係のあるものとしては、存續される方では銃砲刀劍類等所持取締令、學校施設の確保に關する政令、死産の届出に關する規程、有毒飲食物等取締令、傳染病届出規則等があり、廢止される方では「地方團體の吏員等連合國最高司令官の命令に基き退職したるときに退職料等を受ける資格又は權利の喪失等に關する件」などがある。なお、住宅緊急措置令については、これを廢止するとともにその後始末（住居者の處置、所有者に對する原狀、回復損失補償等）を定めた「住宅緊急措置令等の廢止に關する法律」が制定された。

次に、日米間行政協定の實施のためには、十八件ばかりの法律案が國會に提案され、そのほとんど全部が成立したがこの中地方公共團體にとつて關心の深いものといえば、地方税法及び國稅犯則取締法に關するものを除いては、駐留に提供される施設・區域のための土地、家屋等の使用又は收用の手續を定めた「日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法」及び駐留軍に水面を使用させるため漁船の操業制限等をした場合の補償措置を定めた「日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約に基き駐留する合衆國軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制度等に關する法律案」である。

☆その他の

一、町村職員恩給組合法

從來から一部事務組合として設けられていた町村吏員恩給組合に法律上の根據を與えたもの。町村は、都道府縣の區域ごとに必ず職員恩給組合の退職年金及び退職一時金に關する事務を共同處理するための一部事務組合を設けることを要し、この組合の規約には、退職給付の内容についても規定しなければならぬ。なお、恩給組合連合會もこの法律に根據を置く制度として認められた。

二、公務員等の懲戒免除等に關する法律

國に慶事等があつて大赦又は一般的復讐が行われる場合に、公務員等に對して懲戒を免除し、又、公務員等に對し會計法規上の辯償責任の減免を行うことができる旨の根據規定を定めたもの。その具體的な發動は、國家公務員、公共企業體の職員及び辯護士、公認會計士等の特殊の自由職業者については政令によつて、地方公務員については條例によつて行われることになつてゐる。國家公務員等については、平條和約發効に際し、この免除に關する政令が制定された。

三、國會議員の選舉等の執行經費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

公務員の給與の改訂、鐵道及び郵便電信電話料金の値上げ、用紙等の價格の騰貴等に伴ひ、これに即應するように國會議員の選舉等の執行經費で都道府縣及び市區町村の選舉管理委員會に交付するものの基準を引き上げたもの。

時報既掲載各法案のその後の動きについて

「地方税法の一部を改正する法律」成立

今國會において幾多曲折を経たこの法律は、六月二十一日成立、同月二十八日法律第二百十六號をもつて公布された。「時報」第四卷四號掲載の政府原案にくらべると、廣範圍に修正されており、この資料は本改正案成立までの経過と今後の問題について

若干の考察を加えたものと改正の要點を摘録したものである。

一、本法案成立までの國會における審議経過

當初政府が改正案を提出したときは平和條約發効前であり、本法の改正内容についても事實上當時の總司令部の許諾を必要としていた關係もあつて、政府の改正原案なるものは附加價值税の實施延期、事業税、特別所得税の基礎控除新設、市町村税中「法人税割」の引下げを主な内容としたものの外は、雜種税整理として漁業權税、廣告税、接客入税の廢止程度のものであつたのであるが、衆議院の審議において入場税、遊興飲食税の税率引下げを始め電氣ガス税の非課税品目追加や事業税、特別所得税又は固定資産税を通じ同様に税率引下げ乃至は課税對象の變更等につき修正が加えられ、本案の改正は多分に減税に重點がおかれるようになった。

五月二十日政府案は右修正によつて衆議院を通過し參議院に送付されたが、同院では衆議院修正點につきさらに再修正議決をして六月十一日衆議院に回付した。

參議院の修正點は個々については複雑であるが、結論において減税面が擴大されることとなり、衆議院では一時この再修正案を認めず、再議決をもつて同院修正案による成立を計るとの動きもあつたが、結局六月二十一日に至つて參議院再修正をのんで可決し、本改正案はここに成立をみたのである。

二、本改正による地方財政への影響

さて今回の地方税法の改正によつて地方財政面に及ぼす影響はどうなるか換言すれば減税による地方税収入は何によつて補填されるかが問題である。この點に關し地方財政委員會では地方財政面上本年度において七十二億圓來年度において百六十四億圓の減税が豫定されると計算しており、今回の改正による減收補填については何等財源處置が講ぜられていないとい

ている。
この點衆議院において本案の修正にあつて次のような附帶決議を行い本案改正によつて地方財政面を不當に壓迫することのないよう政府將來の

善處方を要望していることからみてもこの問題は今後地方財政上に残された重大な課題であり又は是非とも解決しなければならぬ焦點である。

地方税法改正案に對する附帶決議（五月二十日衆院可決）

將來地方財政の自主性を確保するとともに行政事務の再配分に對處するため、國稅その他國庫の收入を大幅に地方に移讓又は還付することを必要と認める。政府は宜しくその實現に努力すべきである。

特に本年度の國會の修正に當つては補正豫算提出の際には地方財政平衡交付金を増額するかあるいは酒煙草の消費稅又は還付稅を創設する等地方の減收に對し確實にその財源を補償し以て今回の改正が地方財政を不當に壓迫することのないよう考慮しているものであるから政府もこの主旨により善處せられたい。

三、むすび

今回地方税法改正は前記の經過を経て成立し、さらに地方財政にとつては今後重大な解決を要する盲點を残しているのである。あれわれは地方住民の負擔輕減となる減稅については十二分の賛意を表するものであるが、一面公共の利益と住民福祉の増進上地方行政の圓滑な遂行については常にその重責を負うものであり、從來しばしば地方財政上健全なる自主的財源を要望し來ていたのであるが、少くとも今回の地方税法改正によつて生ずる稅收の減額については、政府が衆議院の附帶決議の線に副つて一日も速かに地方財源補填方につき善處することを強く要望するとともに、これが實現の督勵こそ本年度地方側に課せられた大きな課題であらう。

「地方税法の一部を改正する法律」改正要點

（昭和二十七年六月二十一日成立）

一、附加價值稅

附加價值稅實施の始期はさらに二カ年延長し昭和二十八年一月一日となつた。

二、入場稅

- (1) 稅率を現行（百分の百及び百分の四十）の二分の一（百分の五十及び百分の二十）に引下げた。
- (2) 輕減稅率（百分の二十）の適用を受けるものに「純舞蹈、純オペラ、雅樂、文學、若しくは能樂の研究發表會」「文化財産保護法の助成を受ける無形文化財を公開する會場」及び「運動競技（競馬、競輪その他射撃的な行為を伴うものを除く）の觀覽のため競技場に」入場する者、「學生、生徒で、地方財政委員會規則で定める運動競技の施設（アイス、スケート場等）を利用する者」を加えた。
- (3) 法第七十八條の課稅免除を受ける催し物の主催者に「公民館」を加えた。
- (4) 同條の適用については、催し物の主催者のうちで「政令で定めるものが」主催する催しの場合、「當該催しに参加することを業とする者が参加する場合であつても」同様免稅できるとした。
- (5) 左により徵收確保の措置を講じた。
 - (イ) 課稅免除の條件に違反して催しを行つた場合においては、地方團體は當該課稅免除の處分を取消し、當該催し的主催者等に對し入場稅に相當する金額の納付を命ずることが出来る。
 - (ロ) 入場券又は利用券の公給を要しない場合の法定。
 - (ハ) 入場券又は利用券の公給は、特別の事由がある場合を除き、納入金の完納及び殘券の返還と引替えに行わなければならない。
 - (ニ) 臨時の催し物の主催者等が徵收すべき入場稅を豫納するまで、入場券又は利用券を公給しないことができる。
- (6) 麻雀場、たまつき場等地方財政委員會規則で定める施設の利用に對する入場稅については、外形標準により課稅することが出来る。この場合における稅率は利用料金を課稅標準とする場合において特別徵收義務者が納入すべき納入金の額と著しく均衡を失しないように條例で定めなければならない。
- (7) 前各項の改正は政令をもつて定める日から實施する。

三、遊興飲食税

(1) 左により税率を引下げた。

(イ) 藝妓などの花代、百分の百（現行に同じ）

(ロ) 料理店、バー、貸席等における遊興又は飲食の料金（花代を除く）

百分の二十（現行百分の四十）

(ハ) 宿泊及び(2)以外の飲食の料金、百分の十（現行百分の二十）

(2) 「もつばら、めん類、茶菓、その他これに類するものを提供する場所又は大衆食堂で、地財委規則で定めるものにおける飲食で、一人一回の料金が百圓以下であり且つ、一品の価格が五十圓以下のもののみであるもの」に對しては非課税。

(3) 「國際觀光ホテル整備法による登録を受けたホテル又は、旅館における

外客の飲食及び宿泊で地財委規則で定めるもの」に對しては非課税。

(4) 左により徴收確保の措置を講じた。

(イ) 宿泊所、寮、クラブ等において、第百十三條一項に規定する（課税対象となる）遊興又は飲食に類する遊興又は飲食をする場合、料金の定めないときは、「みなす」課税を行うことができ、料理店等における持込にかかる飲食についても同様。

(ロ) 道府縣知事は、特別徴收義務者の所得税又は法人税の基礎となつた売上金額に基いて遊興飲食税の税額を「再更正することができ」ものとし、國は道府縣知事の請求があるときは、當該所得税及び法人税に關する帳簿書類を閲覧させなければならない。

(5) 前各號の改正は政令をもつて定める日時から實施する。

四、自動車税、自轉車税及び荷車税

國鐵、專賣公社、日本放送協會等の所有する自動車、自轉車及び荷車に對しても、直接その本來の事業の用に供しないものについては、それぞれ自動車税、自轉車税及び荷車税を課する。

五、漁業權税

廢止。

六、狩獵者税

税額を三千六百圓から二千四百圓に引下げ。

七、市町村民税

(1) 前年中における所得が十萬圓以下である不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦に對してもこれらの者が所得税法第十一條の二の規定の適用を受ける者（不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦である者を除く）を有する場合には市町村民税を課することができる。

(2) 「信用金庫及び信用金庫連合會で政令で定めるもの」市町村民税の非課税の範圍に加えた。

(3) 法人税割の税率を法人税の税率引上げに伴つて據率税率十二・五%制限税率十五%に引下げ。

(4) 市町村の指定した特別徴收義務者が國の機關である場合には當該特別徴收義務者が日本銀行に納入金の拂込をしたときに課税市町村に納入金の納入があつたものとみなしてその日が納期限前であれば延滞金を附さない。

(5) 市町村は法第三百二十一條の五、第四項の指定金融機關として郵便官署を、指定しようとする場合には必ず郵便振替貯金法第五十八條に規定する公金に關する郵便振替貯金に加入しなければならない。

(6) 法第十六條の六第一項の規定によつて徴收猶豫をした法人税割額に係る延滞金を「徴收猶豫を受けた税額百圓について一日二錢」に改めた。

八、固定資産税

(1) 都市計畫法又は特別都市計畫法による土地區畫整理の施行に係る土地について法令又は規約等に定めるところによつて換地豫定地の指定があつた場合においては當該指定があつた日から換地處分の認可の告示がある日までの間は當該換地豫定地に對應する従前の土地について土地台帳又は土地補充課税台帳に所有者として登録されている者をもつて當該換地豫定地の所有者とみなし、又は換地處分の認可告示があつた日から換地の交付を受けた者が當該換地に係る所有者として土地台帳に登録される

日までの間は當該換地の交付を受けた者をもつて當該換地に係る所有者とみなして固定資産税を課することができる。この場合における固定資産課税台帳の整理については市町村長は地方財政委員會規則で定める様式によつて當該換地豫定地又は換地の所有者とみなされる者の住所氏名又は名稱並びにその所在地目地産及び価格を別紙に登録してこれを當該換地豫定地又は換地に對應する從前の土地が登録されている土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付しなければならない。この場合には當該從前の土地については課税台帳に價格を登録することを要せず、當該課税台帳に添付した別紙は地方税法の規定の適用については土地補充課税台帳とみなされる。従つて當該別紙は一般の課税台帳と同様縦覧に供する必要がある。その登録事由はすべて固定資産評價審査委員會の對象となる。

(2) 森林組合、農業協同組合、消費生活協同組合、水産業協同組合、及び中小企業協同組合（企業組合を除く）及びこれらの連合會が所有且つ使用する事務所及び倉庫に對して固定資産税は非課税。

(3) 固定資産課税台帳の縦覧期間を二十日間とした。

(4) 台帳縦覧期間及び審査委員會の決定期間の改正に伴つて固定資産評價審査委員會の開會期間を平年度は三月一日から四月三十日まで昭和二十七年度は七月一日から八月一日までなる。

(5) 固定資産評價審査委員會の審査の決定期限を三十日に改めた。

九、電氣ガス税

(1) 法第四八九條の非課税品目に左の品目を追加すること。

(A) 電解電爐工業製品

(イ) 金屬ソーダ

(ロ) 過酸化ソーダ

(ハ) 鹽素酸ソーダ

(ニ) 過鹽素酸アンモン

(ホ) 過酸化水素

(ヘ) 二硫化炭素

(ト) 硫酸ソーダ

(チ) 電解鐵

(リ) 純鐵

(ク) 電氣鑄造耐火煉瓦

(B) (イ) セメント

(ロ) アルミナ

(ハ) 苛性ソーダ (ア

法を含む)

(イ) かん水臭素

(ロ) ソーダ灰

(ハ) かん水沃度

(ニ) ツケル地金

(ホ) メタノール

(ヘ) 硫磺

(C) 合成纖維及びその原料

(イ) ビニロン

(ロ) ポニビニール・アルコール

(ニ) ポリアミド纖維

(ホ) カプロラクタム

(ヘ) 錯酸纖維

(ト) 錯酸纖維素

(リ) 鹽化ビニリデン・ニール共重合物

(D) 碎木パルプ

(E) もつばら誘蛾灯、灌漑排水用電動機等に使用する農業用電力で地方財政委員會規則で定めるもの。

(F) 學校及び地財委規則で定める學術機關において直接教育又は學術研究の用に供する電氣又はガスで地財委規則で定めるもの。

(G) 公益事業令に規定するガス事業者が製造し供給するガス以外のガス。

(2) 前項の改正は政令をもつて定める日時以後において收納すべき料金に係る分から適用。

十、廣告税及び接客人税

廢止。

十一、事業税及び特別所得税

(1) 昭和二十七年年度においても事業税及び特別所得税を實施。

(2) 個人の行う事業に對する事業税のうち第一種事業（税率百分の十二）である。湯屋業を特別所得税の第二種業務（税率百分の八）とした。

(3) 特別所得税のうち第二種業務（税率百分の八）である理容業を第一種業務（税率百分の六・四）とした。

(4) 證券投資信託の信託財産について合同運用信託と同様非課税。

(5) 民間放送事業の事業税は非課税。

(6) 信用金庫及び信用金庫連合會は非課税。

(7) 新聞業の事業税の非課税の範圍を「時事の報道を目的とする新聞（毎月三回以上號を追つて發行されるものに限る）を發行する新聞業、これらの新聞を送達する事業及びこれらの新聞に廣告掲載を取扱う事業」に擴大。

(8) 出版業のうち、學術研究、學校教育、社會教育等に關する出版物を發行するもので、政令で定めるものの事業税は非課税。

(9) 「醫療法人」を、法第七百四十六條第二項の特別法人に加えることによつて、事業税の税率を百分の十二から百分の八に引下げた。

(10) 「醫療法人」の健康保險又は國民健康保險の療養給付につき支拂われる金額を課税標準から除外した。

(11) 「醫業及び齒科醫業」について健康保險及び國民健康保險の療養給付につき支拂われた金額を課税標準から除外した。

(12) 基礎控除制度を採用し總收入金額から必要な經費を十二月分として、三萬八千圓を控除した金額をもつて課税標準である個人の所得とした。

(13) 青色申告法人については特に二年以内に開始した事業年度において生じた損金の繰越を認める。

(14) 個人が二種の事業又は業務をあわせて行う場所における所得金額の計算はこれらの事業を通して行いそれぞれの總売上金額によつてあ半分する。

(15) 個人が行う事業に對する事業税及び特別所得税の免除點制度は廢止。

(16) 同族會社の行爲又は計算を否認する規定を設けた。

(17) 法第十六條の六第一項の規定によつて、徴收猶豫をした事業税額に係る延滞金を「徴收猶豫を受けた税額百圓について日二錢」に改めた。

十二、改正規定の適用時期

(1) 入場税、遊興飲食税及び電氣ガス税に關しては昭和二十八年四月一日までの間において政令で定める日より。

(2) 市町村民税に關する改正規定中法人税割に關する部分は昭和二十七年一月一日の屬する事業年度分より。

(3) 廣告税及び接客人税に關しては昭和二十七年七月一日より。
(4) その他の改正規定は昭和二十七年年度分地方税より。
(5) 年税又は期税である廣告税及び接客人税にあつては昭和二十七年六月まで月割課税する。

地方自治法改正法案

七月七日の參議院地行委で決定した。修正點は (1) 地方議員定数は現行通り。(2) 東京都の區長は區議會の選任、(3) 都道府縣郡局數の増減は單なる届出制。(4) 地方議會の定例會は年四回とする等であつて、九日の本會議において委員會修正通り可決衆議院に回付された。

公職選舉法改正法案

報導によれば七月十四日から再開する參議院地方行政委員會で審議するが、改進、綠風、左右兩社の各派はいづれも、衆議院改正案を修正する態度をとつており、各派共同の問題點はつぎのようである。

△立候補制限 知事は離職後六ヶ月を経なければ衆議院議員あるいは地方區參議院議員の選舉においてその地方公共團體の區域から立候補できない。ただし副知事、各省の事務次官および局長、廳の長にかんするこの種の立候補制限は別に檢討する。

△新聞、雜誌の報導、評論 改正案は新聞、雜誌が選舉にかんする報道、評論を掲載する場合には「一カ年以上」繼續發行しなければならぬこととしてゐるが、この繼續發行期間を短縮する。

△潜在無効投票 潜在無効投票の處置について改正案は無効投票總數を各候補の得票數から一律に差引くこととしており、多くの候補者が法定得票數に達しないおそれがあるので、無効投票數を候補者數で割つたものをそれぞれ差引く。

△連呼行爲 連呼行爲はできるだけ大巾に制限する。

義務教育費國庫負擔法案

自由黨提出の本法案は、參議院文部委で審議を行つてゐるが、同委員會で目下考慮してゐる修正點としてつぎのように報じてゐる。

- 一、給與費の最高額を定める場合、算出基準、算定方法に多少の弾力性を持たせ、頭打ちとならぬよう考慮すること。
- 一、法律の施行期日を昭和二十八年四月一日からとするよう同法に明記すること。

電源開發促進法案

電源開發法案は七月七日の參議院を通過したが、現在入手してゐる「修正案」はつぎのものである。

「電源開發促進法案」條正案（經濟安定委員會）

目次中「（第一條―第六條）」を「（第一條―第七條）」に「（第七條―第十一條）」を「（第八條―第十二條）」に「（第十二條―第三十八條）」を「（第十三條―第四十一條）」に改める。

第二條中「發電のため」を「水力又は火力による發電のため」に改める。

第三條を次のように改める。

（電源開發基本計畫の樹立）

第三條 經濟安定本部總裁は、國土の総合的な開發利用及び保全電力の需給その他電源開發の圓滑な實施を圖るため必要な事項を考慮し、電源開發基本計畫（以下「基本計畫」という。）を立案し、電源開發調整審議會の議を経て、これを決定しなければならない。

2 經濟安定本部總裁は、前項の規定により基本計畫を定めるときは、遲滞なく、これを國の關係行政機關の長に送付するとともに政令の定めるところにより、公表しなければならない。

3 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、同項の公表の日から三十日以内に政令の定めるところにより國の行政機關の

長にその意見を申し出ることができる。

4 前項の規定により意見の申出があつたときは、國の行政機關の長は、これをしんじやくして必要な措置を講じなければならない。

第四條を次のように改める。

（電源開發に關する總合調整）

第四條 國の行政機關の長は、河川法（明治二十九年法律第七十一號）その他の法令の規定による他の行政機關の處分が電源開發の圓滑な實施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は電源開發の實施が國土の総合的な開發、利用及び保全に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、當該事項を所管する國の行政機關の長に對し協議することができる。

2 國の行政機關の長は前項の規定により協議をした場合において必要があるときは、經濟安定本部總裁に對し、その旨を申し出て總合調整を行うべきことを求めることができる。

3 經濟安定本部總裁は、前項の規定により總合調整を行うべきことを求められたときは、電源開發調整審議會の議を経て、總合調整を行うものとする。

第五條の見出しを「（資金の確保及び配分）」に、同條中「資金の確保に努めなければならない」を「資金を確保し、且つ、電源開發等を行う者に對し、その資金の公正な配分が行われるように努めなければならない」に改める。

第八條但書中「第二號から第四號」を「第三號から第五號」に改め、同條第一號中「電源開發」を削り、同條第四號中「權利の調整」の下に「並びに電源開發等により生ずる損失の補償」を加え、同條第六號中「第二十二條第二項」を「第二十三條第二項」に「基準を作成すること」を「基準の作成並びに同條第四項の規定により意見を求められた事項に關し調査審議すること」に改め同條第二號を第三號とし、以下順次一號ずつ繰下げ、同條第一號の次に第二號として次の一號を加える。

二 電源開發に要する資金の調達及び配分に關し調査審議すること。

第九條第一項中「十四人」を「十五人」に同條第三項第八號中「七人」を「八人」に改める。

第十二條を次のように改める。

(會社の目的)

第十二條 電源開發株式會社(以下「會社」という。)は、基本計畫において會社が行うべきものと定められた地點における電源開發をすみやかに、電氣の供給を増加することを目的とする株式會社とする。

2 基本計畫において會社が行うべき電源開發の地點を定める場合には、その地點は、左の各號の一に該當するもののうち、會社以外の者が具體的な計畫を附して電源開發を行うべきことを主務官廳に申し出たものであつて審議會においてその計畫の内容が適當であり、且つ、その計畫の實施が可能であると確認されたものに係る地點を除いた地點に限る。

一 只見川その他の河川等に係る大規模な又は實施の困難な電源開發。

二 國土の総合的な開發、利用及び保全に關し特に考慮を要する北上川その他の河川等に係る電源開發。

三 電力の地域的な需給を調整する等のため特に必要な、火力又は球磨川その他の河川等に係る電源開發。

第十九條中「内閣」の上に「株主總會の意見をきき」を加える。

第二十二條第一項第一號中「水力を利用する發電のための」を削り、同條第三項を次のように改める。

3 會社が第一項第三號の規定により電氣事業者に対し電氣の供給をしようとするときは、その供給量、供給についての料金及び供給の相手方について主務官廳の認可を受けなければならない。この場合においては、公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三號)第四十條の規定は、適用しない。

4 主務官廳は、第二項の發電施設及び送電變電施設の貸付又は譲渡並びに前項の料金についての認可に當つては、經濟安定本部總裁に依頼して

審議會の意見を求め、その意見を尊重して、これをしなければならない。

第三十四條中「第三十二條第一項」を「第三十五條第一項」に改める。

第三十六條第一號中「第十四條第五項、第二十八條又は第三十條」を「第十五條第五項、第三十條又は第三十三條」に、同條第二號中「第二十三條但書」を「第二十四條但書」に改める。

第三十七條第一號中「第二十二條第二項」を「第二十三條第二項若しくは第三項又は第三十一條」に、同條第二號中「第二十七條第二項」を「第二十九條第二項」に改める。

第三十八條中「第十六條」を「第十七條」に改める。

第二十九條を第三十二條とし、以下順次三條ずつ繰り下げ、第二十八條の次に次の一條を加える。

第三十一條 會社は、主務官廳の認可を受けなければ發電施設及び送電變電施設を所有權及び貸借權以外の權利の目的とすることができない。

第二十五條を第二十七條とし、以下第二十八條まで順次二條ずつ繰り下げ、第二十四條の次に次の一條を加える。

(工場抵當法の適用)

第二十六條 會社の所有する發電施設又は送電變電施設は、工場抵當法(明治三十八年法律第五十四號)第一條の工場とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第十三條、第二十四條、第二十五條、第二十七條第一號及び第三號、第二十九條並びに第三十三條第一項(同法第四十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定は、第二十三條第一項第二號の規定による發電施設又は送電變電施設を目的とする貸借權については適用しない。

第七條を第八條とし、以下第二十四條まで順次一條ずつ繰り下げ、第一章中第六條の次に次の一條を加える。

(損失補償)

第七條 電源開發等により生ずる農地、林野、家屋等の水没、かんがい水、飲料水又は工業用水の不足、木材の流送の支障、さく河魚類の減少その

他の事由により損失を受ける者があるときは、當該電源開發等を行う者は、その者に對し、公正な補償をすることに努めなければならない。

附則第十二項中「第十六條」を「第十七條」に改める。

附則第十四項中「第十四條第三項及び第十五條」を「第十五條第三項及び第十六條」に改める。

附則第二十項中「(昭和二十五年政令第三百四十三號)」を削る

附則第十五項を第十六項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第十四項の次に次の一項を加える。

15 會社の最初の役員の任命に對する第二十條の規定の適用に關しては、第八項の規定による創立總會を株主總會とみなす。

要 領 書

一、委員會の決定の理由

本法案は、電源開發促進のために(一)資金確保について政府の努力を義務づけ(二)國土の總合的開發、利用、保全を必要とする特殊地點の電源開發のために特殊會社を設立し、その建設した發電關係施設を電力會社に譲渡し、又は貸付け、もしくはその施設により發電した電力を電力會社に供給することとし、及び(三)電源開發調整審議會を設け、電源開發に關する基本計畫の審議及び總合調整を行わせようとするものであつて概ね適當と認めた。なお、委員會において(一)基本計畫の作成及び公表(二)電源開發會社の目的の明確化(三)公正な損失補償の確保等の規定を修正追加し、適切な運営を行ひ得るようにした。又(一)外資導入について政府の努力を促し(二)電源開發株式會社の業務運営に關し、電力の供給に主眼をおくこと(三)公共水利に關する基本的法制の整備(四)堰堤の建設、造林、治山並びに砂防等に關して萬全を期すること(五)一般電氣業者に對して、政府資金の確保、社債發行の特例、課税の特典等に關して立法措置を執ること(六)開發地點については審議會において慎重審議すべきこと等の附帶決議を行つた。

二、事件の利害得失

電源開發及び關係施設の整備を促進することにより、自立經濟の達成を圖り、今後の經濟の發展に資する等の利益がある。

三、費 用

昭和二十七年年度における財政支出は五十億である。

附 帶 決 議 案 (山川君提出)

一、政府は、電源開發上必要な資金を確保するに當り、電源開發株式會社を通しての外資導入に十分の努力を致すべきである。

二、政府は電源開發株式會社の業務運営に關し、電氣事業者に對する電力の供給に主眼を置き、發電施設等の譲渡又は貸付けは特殊の必要がある場合に限るよう、善處すべきである。

三、利水相互間及び治山と利水との調整は、今後ますます必要度を増す現況に鑑み、政府は可及的速かに公共水利に關する基本的法制を整備すべきである。

四、政府は本法の實施に當り電源開發のための堰堤の建設を行うに際しては、特に土砂の流失による貯水池の埋没を防止するため事前にこれが調査を行うとともに、造林、治山並びに砂防費その他を充實しその對策に萬全を期すべきである。

五、政府は一般電氣事業者に對しても政府資金の確保、社債發行の特例、課税上の特典その他につき速急に特段の立法措置を採られんことを要望する。

六、電源開發株式會社をして行わせる開發地點に關し、本法に掲げた河川は、各場合における例示として示したものであるから、審議會においては更に慎重審議の上決定すべきものである。

破壊活動防止法案、公安調査廳設置

法案、公安審査委員會設置法案

七月三日いづれも參議院修正通過、七月四日衆議院は參議院回付案に同意成立した。

なお、破壊活動防止法案は、その後参議院において次の通り修正されたのでこれを掲げる。

修正案

一、第二條以下を一條ずつ繰り下げ第二條として次の一條を加える。

(この法律の解釋適用)

第二條 この法律は、國民の基本的人權に重大な關係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつていやくもこれを擴張して解釋するようなことがあつてはならない。

二、第二條第一項中「必要且つ相當な」を「必要かつ最小」と改め「思想」の上に「いやくも」を挿入する。

三、第三條第一項第一號

イ、刑法(明治四十年法律第四十五號)第七十七條(内亂)第七十八條(内亂の豫備、陰謀)、第七十九條(内亂等の幫助)、第八十一條(外患誘致)、第八十二條(外患援助)、第八十七條(外患誘致及び外患援助の未遂)又は第八十八條(外患誘致及び外患援助の豫備、陰謀)に規定する行爲をなすこと。

ロ、「この號イに規定する行爲の教唆をなすこと」を改める。

ハ、「この號イに規定する刑法第七十七條(内亂)、第八十一條(外患誘致)第八十二條(外患援助)の行爲を實行せしめる目的をもつてその行爲のせん動をなすこと」とする。

ニ、修正案のハをニとし「この號イに規定する刑法第七十七條(内亂)第八十一條(外患誘致)、第八十二條(外患援助)の行爲を實行せしめる目的をもつて、その實行の正當性又は必要性を主張した文書又は圖畫を印刷し、頒布し、公然揭示すること。

ホ、(修正案ニをホとし)この號イに規定する刑法第七十七條(内亂)第八十一條(外患誘致)第八十二條(外患援助)の行爲を實行せしめる目

的をもつて、無線通信又は有線放送により、その實行の正當性又は必要性を主張する通信を發し、又は放送すること。

四、「第三條第一項第二號」政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對する目的をもつて、左に掲げる行爲の一をなすこと。

五、第三條第二項としてせん動の定義を加え、原案2を3とすること(せん動の規定)

2 この法律で(せん動)とは特定の行爲を實行せしめる目的をもつて、文書、圖畫又は言動により、人に對し、その行爲の實行を決意を生ぜしめ、又は既に生じている決意を助長せしめるような勢のある刺激を與えることをいう。

六、第十三條

(以下「審理官」という)を(以下受命職員という)に改める。

七、第十四條第四項

「審理官は」を「受命職員は」に改める。

八、第十五條但書、第十六條第一項及び第十七條中「審理官」を「受命調査官」に改める。

九、「第十九條第二項」

2 處分請求書には、請求の原因たる事實を證すべき證據、當該團體が提出したすべての證據及び第十六條に規定する調書を添附しなければならぬ。

十、第二十一條

第二十一條中第二項を第三項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め同項を第三項とし第一項の次に次の一項を加える。

2 公安審査委員會は、前項の取調をするため、左の各號に掲げる處分をするができる。

一、關係人若しくは參考人の出頭を求めて取り調べ、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二、帳簿書類その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に對し、當該

物件の提出を求め、又は提出物件を留めて置くこと。

三、當該團體の事務所その他必要な場所に臨んで、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査すること。

四、公務所又は公私の團體に對し、必要な報告又は資料の提出を求めること。

十一、「第二十六條」

第二十六條 公安調査官は、この法律による規制に關し、第二條に規定する規準の範圍内において必要な調査をする事ができる。

十二、第三十七條

(内亂の罪の教唆等)を(内亂外患の罪の教唆等)とする。

十三、第三十七條第一項

刑法第七十七條、第八十一條又は第八十二條の罪の教唆をなし、若しくはこれらの罪の一を實行せしめる目的をもつてその罪のせん動をなした者は、七年以下の懲役又は禁こに處する。

2 左の各號の一に該當する者は、五年以下の懲役又は禁こに處す。

一、刑法第七十八條、第七十九條又は第八十八條の罪の教唆をなした者。

二、刑法第七十七條、第八十一條又は第八十二條の罪を實行せしめる目的をもつて、その實行の正當性又は必要性を主張した文書又は圖畫を印刷し頒布し、公然揭示した者。

三、前項に掲げる罪の一を實行せしめる目的をもつて無線通信又は有線放送により、その實行の正當性又は必要性を主張する誑信を發し、又は放送を行つた者。

3 前二項の内亂に係る罪を犯し未だ暴動にならない前に自首した者は、その刑を減刑し、又は免除する。

十四、第三十八條及び第三十九條中「反對するため」を「反對する目的をもつて」に改める。

十五、第四十四條として次の一條を加える。

(公安調査官の職權濫用の罪)

公安調査官がその職權を亂用して人をして義務なきことを行わしめ、又は行ふべき權利を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁こに處する。

勞働關係法改正法案

七月十一日參議院を修正通過したが、つたえられる修正案の内容はつぎのようなものである。

△勞働法Ⅱ一、第十八條第一、第三項の調停申請却下制を削除する。

二、第三十五條の二を「勞働爭議の解決が困難であり、かつ放置すれば國民生活に回復すべからざる損害を與える緊急かつ現實の危險がある場合には、内閣總理大臣の請求により、中央勞働委員會はその決議によつて緊急調整を開始することができるとすること。

右の決議には公益委員五名以上を含む過半数の同意を必要とすること。緊急調整の開始が決定された場合には中央勞働委員會は調査、調停その他爭議の解決に必要な措置をとることができるとすること。

なお緊急調整が開始された場合にはその決議の日から五十日間は爭議行為ができないものとする」と修正。

三、第三十七條の冷却期間を廢して十日の豫告制度とする。

四、罰則は個人罰を廢して團體罰とすること(豫告違反十萬圓、緊急調整違反二十萬圓)

△公勞法Ⅱ一、第十六條につきの一項を追加する「前項の規定により公企體の豫算上または資金上不可能な資金の支出を内容とする協定を國會に付議する場合には、政府は國會の承認を得るためでき得る限りの措置を講ずることに努めなければならない」

二、第四十條の規定のうち現業公務員の團體交渉にかんするものについては國家公務員法の適用を排除することとする。

△地方公勞法Ⅱ一、第十條につきの一項を追加「前項の規定により(地方公企體の豫算上または資金上不可能な支出を内容とする協定を)當該地方公共團體の議會に付議する場合には地方公共團體の長は同議會の承認を得

るためできる限りの措置を講ずることに努めなければならない」
二、單純勞務者について特別の立法措置がとられるまでは勞働關係身分關係ともに本法を準用する。

△勞基法Ⅱ一、技能者養成は届出制を廢してすべて認可制とする。

警察法改正法案、集團示威運動等の秩序保持に關する法律案

參院審議中である。

地方議會における懲罰事件と行政事件訴訟特例法との問題

この資料は、最近兵庫、青森の兩縣議會に起つた懲罰事件に對する裁判所の執行停止の決定をめぐる争の主要と、事務的經過書類の主なるものを取りまとめたものである。この事件は行政權に對する司法權の干犯として重要な問題を包藏し、全國の注視を浴びているものである。なお兵庫縣における事件はその後、原告（被懲罰議員）が自發的に本訴を取り下げ、被告（議會）もこれに同意し、すべて圓滿なる妥結を見ている。

一、はしき

この特集資料は最近二つの縣の議會に起つた懲罰事件に對し何れも行政事件訴訟特例法による出訴があり特に同法による執行停止の決定をめぐる争いがあり、その一つは目下なお争中という生々しい事例である。しかも右の一つは現在司法權の行政權干犯として、最高裁判所に對する抗告がなされているものである。もとより事例の内容的批判はなすべくもないが一般的地方議會の立場から云えば法制的に認められた議會の自律權たる懲罰の規定は飽くまでこれを尊重すべきであることを主張したい。

併しながら苟も住民代表たる議員に對する議會の懲罰は最も慎重を期すべきことは當然のことであつて地方自治法上に特に除名處分のような重大な議決については特別多數決の規定を設けた所以もまたここにあるのである。従つて懲罰事件が他の法律によつて解決を必要とするならば明確な法的根據にもとずいて處理さるべきであり、この點に關しては現行地方自治法と行政事件訴訟特例法との關係は學說的にも解釋上にも幾多の疑義があつて、このことは地方議會の實際の運営に當るものとしては遺憾に堪えないところである。われわれは本事例を通し、問題となつてゐる點に關し、行政、司法、兩當局者の間によつて速かなる解決を切望してやまない次第である。

以下事例の主要を述べ且つ各事例に對する事務的經過書類の主なるものを集め議會經過上の參考に資することにする。

二、事例の主要

最近兵庫縣と青森縣の議會で、議員の懲罰事件があり、前者は出席停止（十日間）後者は除名處分の懲罰を科した。これに對し當該被懲罰議員は議會の議決を不當とし行政事件訴訟特例法により右懲罰議決の取消方を夫々の地方裁判所に訴出すると同時に、議決の執行停止命令の申立を行つた。裁判所は共にこの訴を受理し且つ本訴の判決確定まで夫々懲罰處分執行を停止するとの決定をした。議會側はこの決定に對し議會における懲罰は地方自治法上における議會の自主自律作用であつて、裁判所の提訴受理にも疑問があり少くとも執行停止の決定の如きは、司法權の行政權侵害であるとして内閣總理大臣宛これ又行政事件訴訟特例法による異議の申立方を申請し、内閣總理大臣は直ちに裁判所長宛理由を附して當該懲罰處分執行停止は、その執行を停止すべきでないとの異議の申立をした。

以上兩縣議會の懲罰事件出訴に對する経緯はここまでは進行の上において全く同一經過を經ているのであるが、この内閣總理大臣の異議の申立に對し神戸と青森兩地方裁判所の取扱ひに相違があり、従つてその後における

るこの問題をめぐる争いも自ら異にしているのである。即ち神戸地方裁判所はこの異議の申立により先の執行停止の決定を取消したから議會における出席停止の處分は執行され議會の自律權は完全に保持され懲罰處分取消の本訴は別として一應解決したのである。一方青森地方裁判所は内閣總理大臣の異議陳述の理由は執行停止によつて如何なる行政上の損害が発生するか、の具體的明示を欠き、不適法であり、無効であるとの理由のもとに先きの執行停止の決定はこれを取消しないと決定した。この決定により青森縣議會では直ちに總理大臣に對し更に理由を詳説して再度異議を述べられたい旨を申請するとともに地方自治廳に對し當面議會の執るべき措置三點（後記青森縣議會事例大要参照）につき照會中である。

更に青森縣議會においては本問題の徹底的究明を期し、民事訴訟法第四百十九條の二の規定により最高裁判所に對し青森地方裁判所のなした執行停止決定の取消しを求める抗告を申立てている。（二七・六・五現在）

三、各事例に對する經過概要

(一) 兵庫縣議會における懲罰事件と出訴をめぐる事例大要（後記参照）
内 容

- 一、事件の發端と懲罰の決定まで
- 二、出訴と裁判所の執行停止決定まで
- 三、内閣總理大臣に對する異議申立の申請と異議陳述書（全文寫添付）
- 四、神戸地方裁判所の停止決定の取消（全文寫添付）
- (二) 青森縣議會における懲罰事件と出訴をめぐる事例大要（後記参照）

内 容

- 一、事件の發端と懲罰の決定まで
- 二、出訴と裁判所の執行停止決定まで
- 三、内閣總理大臣に對する異議申立の申請と異議陳述書
- 四、青森地方裁判所の執行停止決定を取消しないとす決定書
- 五、内閣總理大臣の異議申立の再申請と議會當面の措置方

六、最高裁判所に對する抗告

四、參 考 法 律

行政事件訴訟特例法抜萃

第一條 行政廳の違法な處分の取消又は變更に係る訴訟その他公法上の權利關係に關する訴訟については、この法律によるの外民事訴訟法の定めるところによる。

第二條 行政廳の違法な處分の取消又は、變更を求める訴は、その處分に對し法令の規定により訴願、審査の請求、異議の申立その他行政廳に對する不服の申立（以下單に訴願という）のできる場合には、これに對する裁決、決定その他の處分（以下單に裁決という）を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、訴願の提起があつた日から三カ月を経過したとき、又は訴願の裁決を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正當な事由があるときは、訴願の裁決を経ないで訴を提起することができる。

第十條 第二條の訴の提起は、處分の執行を停止しない。

第二條の訴の提起があつた場合において、執行の處分により生ずべき償ふことのできない損害をさけるため緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、申立により又は職權で、決定を以て處分の執行を停止すべきことを命ずることができる。但し執行の停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼす虞のあるとき及び内閣總理大臣が異議を述べたときは、この限りでない。

- 3 前項但書の異議は、その理由を明示してこれを述べなければならぬ。
- 4 第二項の決定は、口頭辯論を経ないでこれを行うことができる。但し豫め當事者の意見を聴かなければならぬ。
- 5 第二項の決定に對しては、不服を申し立てることができない。
- 6 裁判所は、何時でも、第二項の決定を取り消すことができる。
- 7 行政廳の處分については、假處分に關する民事訴訟法の規定は、これ

を適用しない。

兵庫縣議會における懲罰事件と出訴をめぐる 事例大要

内 容

- 一、事件の發端と懲罰の決定まで
- 二、出訴と裁判所の執行停止決定まで
- 三、内閣總理大臣に對する異議申立の申請と異議陳述書
- 四、神戸地方裁判所の停止決定の取消

兵庫縣議會における懲罰事件をめぐる出訴の 事例大要

一、事件の發端と懲罰の決定まで

○昭和二十七年三月十日の本會議において議長不信任の決議案が提出されたが表決の結果否決された。この案に對する賛成討論の某議員（以下A氏と假稱する）の發言中に地方自治法第三十二條及び會議規則に違反するものがありとして速記録精査の結果三月十一日の本會議で懲罰動議が出て可決、直ちに特別委員會に附託された。

○三月十二日の右委員會において慎重審議の結果懲罰を「陳謝文朗讀」と決定。

○三月十三日の本會議で可決したがA氏はこの議決に従わなかつたので再びこのことが懲罰議題とする動議が可決された。

○三月十四日第二次懲罰委員會でこの懲罰は「十日間の出席停止」と決定、同日の本會議で可決されA氏に通告された。

二、出訴と裁判所の執行停止決定まで

昭和二十七年三月十五日、A氏より神戸地方裁判所に對し「懲罰決議無効確認並び取消の訴」が提出された。

（請求の趣旨）（一）陳謝文を朗讀すべしとの決議の無効取消、（二）十日間の

出席を停止する決議の無効取消及び假執行の宣言を求める。）

○三月十五日裁判所より、右執行停止の申立に對する議會の意見書を三月十七日午後五時までとして提出を求めて來た。

○三月十七日議會から意見書は議會の議決を経る必要上指定の日時に間に合わない旨及び議會に提案準備中の書類を參考として添付する旨を裁判所に回答した。

（この添付書類には）（一）懲罰議決の經過概要、（二）執行停止申立理由に對する意見、（三）懲罰に對する議會の意見の三項に互る詳細なものである。）

○三月十七日神戸地方裁判所により陳謝の懲罰處分及び出席停止の懲罰處分は本案判決確定まで停止するとの決定があつた。

三、内閣總理大臣に對する異議申立の申請と異議陳述書

○昭和二十七年三月二十一日右裁判所の決定に對し議長より内閣總理大臣宛「處分の執行停止決定に對する異議申立申請書」を提出したのに對し、三月二十二日内閣總理大臣より異議陳述書が神戸地方裁判所に提出された。

（右申請書及び異議陳述書全文寫添付の通り）

四、神戸地方裁判所の停止決定の取消

○昭和二十七年三月二十四日、神戸裁判所より理由を附しさきの停止決定は取消すとの決定があつた。

（この決定書全文寫添付の通り）

異議陳述書

號

昭和二十七年三月二十二日

内閣總理大臣 吉田 茂

行政事件訴訟特例法第一〇條第二項但書の規定に基づく異議

昭和二十七年（行モ）第四號事件に關し行政事件訴訟特例法第十條第二項但書の規程により次の通り異議を述べる。

記

昭和二十七年三月十五日〇〇の申立による兵庫縣會議員〇〇に對する懲罰處分執行停止の件はその執行を停止すべきでない。

理由

一、議員に對する懲戒處分就中戒告陳謝、出席停止等の處分は地方公共團體の議會の議決により直ちにその効力を生ずるものであつて何等議決に基いて執行を要しないものであるからその性質上元來執行停止の決定は行わるべきものでない。

二、議員に對する議會の懲罰處分は議會の規律を維持するための處分の自律作用であつて嚴正なる規律のないところに議會の完全なる職責の遂行はあり得ない。

しかし戒告陳謝出席停止等懲戒處分は事件のあつた會期において直ちに執行される處に意味があるのであつてこれが處分の執行を停止させることは地方議會の規律の維持に好ましからざる影響を與える。

三、出席停止の處分に基づく出席停止は當該會期中に限るものであつて次の會期以後においては當該處分は執行し得ないものであり斯る性質の懲罰處分の執行を停止されることは本訴の結果の如何にかかわらず事實上出席停止の處分を有名無實のものたらしめるものである。

四、地方公共團體の議會についてこの種の懲罰事件の例勘しとしないがかかる場合に執行停止の決定が行われるならば、地方議會の正常な運営は妨げられ地方公共團體の行政は混亂に陥るものと考ええる。

昭和二十七年三月二十一日

兵庫縣會議長 細見 達藏

内閣總理大臣 吉田 茂殿

處分の執行停止決定に對する異議申立申請書

申 請 書

昭和二十七年三月十三日第三十六回定例兵庫縣會において、議會は地方自治法第百三十四條によつて〇〇議員に對し第百三十二條違反として懲罰（公開の議場における陳謝）を議決したのでありますが、同議員はこれを拒否致しましたため、三月十四日議會は再び議決を以て同議員を十日間の出席停止處分に付したのであります。しかるに同議員はこの議會の懲罰議決を以て不服とし行政事件訴訟特例法に基き神戸地方裁判所に對し議會の懲罰の取消を求める訴並びに懲罰の執行停止を申請致しましたところ、右裁判所はこれを受理し、且つ議會に對し懲罰の執行停止を決定致したのであります。左記理由により絶対に承服致し兼ねるのであります、行政事件訴訟特例法第十條第二項但し書によりまして神戸地方裁判所に對し、何卒貴職の異議を申述べられたく懇願申上げる次第であります。

理 由

一、今回の懲罰議決は絶対に適法であり妥當であること。

兵庫縣會が議決した〇〇議員に對する懲罰が適法且つ妥當であることは別冊資料「申請書」によつて明瞭である。

二、議會の自律權の侵害であること。

地方議會の議決又は選舉について異議あるとき議會を被告として議員が裁判所に訴出出来るのは地方自治法第百十八條並びに同第百二十七條の場合に限定されているのであつて、地方自治法が第百三十四條乃至同第百三十七條において懲罰について規定しながら議員が議會の議決による懲罰を科せられたときその決定に不服があつても議會を被告として裁

判所に出訴することができる旨の規定のない所以は議會懲罰の規律及び秩序保持のために議會がその自律權によつて議員に科する制裁であつてあくまで議會獨自の立場でする自律權の發動であり明らかに議會の内部行為である。

事件が懲罰事犯であるか否かは議會がこれを認定しこれを決定するのであつて他の何もの干渉も許されないものである。

およそ議員が議會に對して異議を申立て或はその取消を求めるが如き訴は前述の如く議員の失格決定のように特に法律に規定のある場合のみに限られるのであつて、議會の自律權に基く議決は斷じて裁判所の立入るべき問題でないと思量する。

議會が議員に懲罰を科する場合に限り議會を以て行政廳とみなし、行政事件訴訟特例法を適用するという裁判所の解釋は一應違法ならずとしても前記理由により極めて不當なる解釋と斷ぜざるを得ない。すべての議決のうち最も議會の自律行為としてその効力が議會内部に限られてゐるのは懲罰の議決であるにも拘らず、これに對して外部の干渉を許すことは不當である。

三、地方自治法の規定が死文化すること。

地方自治法第二百二十九條乃至第三百三十三條は議會における議員の規律について規定し、又第三百三十四條乃至第三百三十七條においては議員の懲罰について規定してゐるのであるが、議會が議員の懲罰事犯に對し適法妥當な議決をした場合、事犯者の裁判所に對する異議申立によつて簡単に處分の執行が停止されるようでは議會は如何なる懲罰も科し得られず議會の規律も秩序も保持することができなくなり事實上地方自治法は死文化することとなる。又懲罰が會期不繼續の原則により除名處分の場合を除き次の會期に及ばない以上裁判所の執行停止の決定によつて議會の議決した出席停止の懲罰は完全且つ永久に執行不能となるのであつて假に本件の行政訴訟の結果が被告（兵庫縣會）の勝訴となつてもその實効は得られない。

四、公共の福祉に重大な影響があること。

(1) 裁判所は懲罰議員の申立により該議員が處分の執行によつて「償うことのできない損害」を蒙るものと斷定し、議會に對して處分の執行停止を決定したのであるが、かかる措置によつて、兵庫縣議會は議場規律と秩序が保持せられず、地方自治法並びに會議規則が實質上死文化しあまつさえ前述の如く本訴訟事件が兵庫縣會の勝訴となつても既に懲罰の實効は消失してゐるのであつて議會の受ける損失はまことに甚大であり、これこそ議會全體が償うことのできない損害を受けるものと斷定する。

懲罰事犯の一議員に對して僅か十日間（實質的には四日間）の出席停止處分を目して「償うべからざる損害」とするならば執行停止の決定によつて議會を構成する全議員の蒙る損害は蓋し測り知れないものがあり公共の福祉に重大な影響を及ぼすものと云える。

(2) なお本行政訴訟事件の判決が被告（議會）の勝訴となつたとき執行停止中、原告たる○○議員の參加した議會が違法であり無効となる場合があるとせば、これ又公共の福祉に重大なる影響を及ぼすものと思量する。

五、執行停止決定に手續上の不備があること。

神戸地方裁判所は三月十五日付を以て兵庫縣會議長に對し「執行停止の申立に對する當事者の意見」を三月十七日午後五時までに提出するよう求めてきたのであるが、議會の議決による正式意見書の提出は時間的に不能であることを上申したのに對し同裁判所はこれを聴き入れず、別冊上申書の如き結果を余儀なくされたことは正規の手續きを逸脱したものであり、従つて裁判所の執行停止決定は當事者の正式意見を聴かずしてなされたものであつて行政事件訴訟特例法第十條第四項但し書の規定に反せるものと考えられる。

以上理由を申し述べました如く今般の事件に關する神戸地方裁判所の措置は著しく適正を欠くものと思料せられますが、これはひとりわが兵庫縣

會のみならず全國地方議會全體の問題でありますので、地方自治の自律と
憲法のため何卒御明察を以て御高配を賜り度く懇願申上げる次第であります。

昭和二十七年行モ第四號執行停止申請事件

決定

明石市忠度町二

申請人 某
右代理人辯護士 小松克己
外二十二名

神戸市生田區下山手通四丁目

被申請人 兵庫縣議會
右代表者議長 細見達藏
右代理人辯護士 安藤眞一

主文
本件につき當裁判所が昭和二十七年三月十七日になした停止決定はこれ
を取消す。

理由

本件につき昭和二十七年三月二十三日附をもつて内閣總理大臣より異議
を述べてきたが、その理由とするところは結局本件停止決定がなされるに
おいては地方自治の運営が混亂に陥るといふにある。右理由の當否につい
ては裁判所の判断は許されぬものと解されるそこで當裁判所は右の異議を
考慮し、行政事件訴訟特例法第十條第六項により、主文の通り決定する。

昭和二十七年三月二十四日

神戸地方裁判所第二民事部

裁判長 裁判官 石井末一

右は正本である。

昭和二十七年三月二十四日

同 廳

裁判官 西川正世
裁判官 黒川正昭

裁判所書記官 白井三良

青森縣議會における懲罰事件と出訴をめぐる
事例大要

内容

- 一、事件の發端と懲罰の決定まで
- 二、出訴と裁判所の執行停止決定まで
- 三、内閣總理大臣に對する異議の申立の申請と異議陳述書
- 四、青森地方裁判所の執行停止決定を取消さないとする決定書
- 五、内閣總理大臣の異議申立の再申請と議會當面の措置方
- 六、最高裁判所に對する抗告

青森縣議會における懲罰事件につき出訴事例大要

一、事件の發端と懲罰の決定まで

○昭和二十七年三月十三日第二十九回定例議會本會議において緊急質問
に立つた某議員(以下B氏と假稱とする)の發言中地方自治法第百三十
二條及び第百三十三條に該當する事犯があつたとして懲罰の動議が出
て可決され十名の特別委員會に附託された(B氏の發言中の一部は今
日後刻の本會議においてB氏から取消しをしているが懲罰動議提出者
の趣旨辯明によれば一部辭句の取消しをしたがその態度はなほ不謹
慎且つ、誠意のほども認められず、かえつて重ねて侮辱の度を増す言

辭があつたとしている。）

○三月十四日及び三月十五日右懲罰委員會が開かれ審議の結果、懲罰を除名と決定し三月十五日の本會議に委員長報告があり採決に入つたがこの採決は地方自治法第百三十五條一項四號の除名であるので特別採決であつた（議員定数の三分の二出席、その四分の三以上の同意）投票採決の結果、出席議員四十四名、投票總數四十四票、除名賛成三十四票、反對十票で除名が鑑定した。

二、出訴と裁判所の執行停止決定まで。

○昭和二十七年三月二十四日B氏より、青森地方裁判所に對し「縣議會議員除名處分無効等訴訟事件」として訴狀がなされ除名の處分を取消す旨の判決を求め且つ同日執行停止命令を發せられたいとの申立がなされた。

○昭和二十七年四月九日議會より、右訴に對する意見を提出した（この意見書には原告（B氏）の訴狀の主張に對して、理由を擧げて詳細な反ばくを加えている）

○昭和二十七年四月二十八日青森地方裁判所は原告の申立は理由あるものとして次の主文による決定をした。

主 文

被申立人が昭和二十七年三月十五日申立人に對してなした青森縣議會議員除名處分の効力の發生を當裁判所昭和二十七年行第一〇號縣議會議員除名處分取消請求事件の判決が確定するまで停止する。

三、内閣總理大臣に對する異議申立の申請と異議陳述書

○昭和二十七年四月二十四日右決定に對し議長より内閣總理大臣に對し青森裁判所に對する異議の申立を申請し總理大臣より五月十四日異議陳述書が出された（この異議の陳述については閣議に諮り決定したものである。）

（右申請書及び陳述書の全文寫別添のとおり）

四、青森地方裁判所は執行停止決定を取消さないと決定

○昭和二十七年五月二十七日青森地方裁判所は總理大臣の異議の申立は理由として具體的明示がないとの理由で不適法としさきの執行停止決定を取り消さないと決定した。

（この決定書全文の寫別添のとおり）

五、内閣總理大臣の異議申立の再申請と議會當面の措置方

○昭和二十七年五月二十八日議長より右裁判書の決定に對し再度異議を述べられたい旨總理大臣あて申請するとともに、當日議長より地方自治廳に對し當面議會の執るべき措置について照會を出した。（照會全文別添のとおり）

六、最高裁判所に對する抗告

昭和二十七年六月一日議會としてはあくまで事件を究明する方針の下に最高裁判所に對し民事訴訟法により青森裁判所のなした執行停止處分取消しを要求する裁判を求め抗告した。（以上二七・六・六日までの状況）

（この抗告狀の全文寫別添付のとおり）

總理府甲第二六七號

昭和二十七年三月十四日

青森地方裁判所長殿

内閣總理大臣 吉田 茂

行政事件訴訟特例法第十條第二項但書の規定

に基く異議陳述書

昭和二十七年行モ第三號事件に關し、行政事件訴訟特例法第十條第二項但書の規定により左記のとおり異議を述べる。

記

昭和二十七年三月二十四日〇〇の申立に係る青森縣議會議員〇〇に對す

る除名處分執行停止の件は、その執行を停止すべきでない。

理 由

議員に對する懲罰の議決は、一般の行政廳による處分とは異り、全く議會内部の紀律を維持するための自律作用として地方自治法上認められてゐるものであるから懲罰の議決の執行が裁判所の最終判決に基かないで、決定をもつて、停止されるということになれば、地方議會の自主的な運営は著しく且つ不當に阻害される結果となり、ひいては、地方自治の本旨を害するに至る虞れなしとしないからである。

内閣總理大臣が青森地方裁判所に對し行政事件

訴訟特例法第十條第二項但書の規定による異議

を述べられた旨の申請書

青森市大字大野字長島一番地

申 請 人 青森縣議會

右代表者 議長 中島清助

申請の趣旨

青森地方裁判所が受理した申立人〇〇〇、相手方青森縣議會間の昭和二十七年行モ第三號除名處分執行停止命令申立事件は執行停止すべきでない旨を内閣總理大臣から青森地方裁判所に對し異議を申述べられたい。

申請の理由

一、青森縣議會は昭和二十七年三月十五日縣議會議員〇〇に對し地方自治法第三百三十二條乃至同法百三十五條及び青森縣議會議規則第百條により除名の決議を爲した所、右〇〇は之を不服とし昭和二十七年三月二十四日青森地方裁判所に對し、別紙寫のような訴狀並びに除名處分執行停止命令の申立をなした。

二、依つて青森縣議會に於ては右除名處分執行停止命令の申立に對し別紙

寫のような意見書を提出して本件執行停止命令の申立は本來受理すべきでないこと、並びに假に受理することができるとしても本件は行政事件訴訟特例法第十條第二項の條件が満たされていない事件であるから執行停止命令を許すべきでない旨の意見を申述べた。

三、右に對する青森裁判所の決定は未だ爲されていないが萬一青森地方裁判所が青森縣議會の意見を採用しないで本件除名處分の執行停止の決定を爲すようなことがあれば議會の權威を失墜し議會運営の上にも重大な支障を及ぼす虞れがあるので、何卒内閣總理大臣から、行政事件訴訟特例法第十條第二項但書の規定による異議を述べられ度本申請に及んだ次第である。

昭和二十七年四月二十四日

青森縣議會

代表者 議長 中島清助

内閣總理大臣 吉田 茂殿

添付書類

一、〇〇の訴狀

二、〇〇の除名處分執行停止命令申立

三、青森縣議會の意見書

1 疏乙第一號證懲罰特別委員會々議錄（速記録騰本）

2 疏乙第二號證懲罰特別委員長の報告から採決まで（速記録騰本）

3 疏乙第三號證懲罰再犯に對する反對及び賛成演説（ク）

4 疏乙第四號證投票の意志表現の制定について

5 疏乙五號證懲罰處分執行停止に對する内閣總理大臣の異議陳述

6 疏乙第六號證ノ一乃至三車輿日報社編集局長から縣議會議長中島清助あての文書並びに回答文寫

四、青森縣議會議規則

五、參考書類

1 〇〇議員の失言要點

- 2 ○○議員の失言取消要旨
- 3 議員提出の懲罰動議
- 4 動議上程から懲罰特別委員會設置まで（連記抜粋）
- 5 懲罰特別委員長の報告要旨
- 6 ○○に對する通知書（除名處分確定について）
- 7 請願書の廻付について
- 8 次回定例会招集期日について
- 9 青森縣議會議員職業調

決 定

青森縣上北郡浦野館村大字上野百二十五番地

申 立 人 某

右代理人辯護士 寺 井 俊 正

青森市大字大野字長島一番地

被 申 立 人 青森縣議會

右代理人辯護士 木村美根三

右當時者間の昭和二十七年（行）第三號除名處分執行停止申立事件について内閣總理大臣より異議の陳述があつたので當裁判所は左のとおり決定する。

主 文

當裁判所が昭和二十七年四月二十八日本件についてなした申立人に對する被申立人の同年三月十五日附青森縣議會議員除名處分の効力の發生を當裁判所昭和二十七年（行）第一〇號縣議會議員除名處分取消請求事件の判決が確定するまで停止する旨の決定はこれを取消さない。

理 由

本件申立について當裁判所が昭和二十七年四月二十八日主文掲記の行政

處分執行停止決定をなしたところ内閣總理大臣は同年五月十六日當裁判所に對し「議員に對する懲罰の議決は一般の行政廳による處分とは異り、全く議會内部の規律を維持するための自律作用として地方自治法上認められてゐるものであるから懲罰の議決の執行が裁判所の最終判決に基かないで決定をもつて停止されるということになれば地方議會の自主的な運営は著しく且つ不當に阻害される結果となり、ひいては地方自治の本旨を害するに至る虞れなしとしないからである。」との理由を示して該行政處分の執行は停止すべきでない旨の異議を述べた。よつて按ずるに、行政處分の執行停止に對し内閣總理大臣より異議の陳述がなされたときは、裁判所はその異議に應答されて執行停止を命ずることができないことは行政事件訴訟特例法第十條第二項に明規するところである。

即ち、裁判所は内閣總理大臣の異議の當不當を審理判斷することは許されないところであり、異議の理由の如何にかかわらず執行停止を命ずることとはできないのである。これ行政の最高機關である内閣總理大臣が、その執行の停止によつて不當なる行政上の阻害が生ずるものと認め、その理由を明示して、異議を述べたときは、行政權の立場を尊重し裁判所はもはや執行停止を命ずることが許されないものとしたのである。

右のように内閣總理大臣の異議は、裁判所を羈束する効力を有し、司法權に對し制約を加える重大な効果を有するものであるから、内閣總理大臣の責任において慎重公正になさるべきであり、苟も恨意專横に流れるようなことがあつてはならないことはいふまでもないところである。

これ、特例法第十條第三項において「前項但書の異議は、その理由を明示してこれを述べなければならぬ」と規定し、異議の陳述にはその理由の明示を要求し、もつて異議の專横に陥ることを防止し、異議の公正妥當を期している所以である。従つて、異議を述べざるには必ず係争の當該行政處分の執行停止によつて如何なる行政上の阻害が発生するかを具體的に明示し執行を停止すべきでないことの理由を明示すべきことは法の要請するところであり、その理由の明示を欠く異議は不適法の異議であるから、こ

れに特例法第十條にいうところの異議としての効力を認めることができないものと解すべきである。しかれば、如何なる場合に理由の明示がないものとみるべきかにつき、一考するに、全然理由の記載を欠く場合がこれに該当することは説明を要しないところであり、又形式的には理由の記載があつても(1)その理由とするところが異議とは何等関連性のない事由を述べているにすぎない場合(例えば今日は天気がよいから異議を述べるといふが如き場合)、(2)異議の理由が明白に憲法その他の法令に違背する場合、(3)理由が抽象的で具體性のない場合(例えば單に公共の福祉に反するからとか不當であるからとかいうだけで、何が故に當該行政處分の執行停止が公共の福祉に反するのか又は不當なのかにつき、何等具體的な説明がない場合)等は結局理由の記載が全然ない場合と何等選ぶところがないから、理由の明示のない異議と云わなければならぬ。以上の次第であるから、裁判所は、内閣總理大臣が理由を明示して異議を述べたときは、その異議の當、不當につき審判する権限がないこと前説のとおりであるけれども、その異議が適法であるか否か、即ち法の要求する理由の明示があるかどうかについては當然これを判断すべき職責を有することは當然である。よつて本件異議は理由の明示がある適法な異議であるか否かにつき按ずるのに、本件異議の理由とするところはこれを要するに「議員に對する懲罰の議決は全く議會内部の紀律を維持するための自律作用として地方自治法上認められてゐるものであるから懲罰の議決の執行が(最終判決に基かないで)決定をもつて停止されるということになれば地方議會の自主的運営は著しく且つ不當に阻害される結果となりひいては地方自治の本旨を害するに至る虞れなしとしない。」といふにある。

この理由によれば、苦情の如何を問はず如何なる場合でも、議員に對する懲罰議決の執行を停止することは地方議會の自主的な運営を阻害するから不當であるという結論になる。この見解によれば、裁判所は、事情の如何を問はず、議員の懲罰處分に關してはすべて執行停止命令を出すべきでないということになり、明らかに議員の懲罰處分に關しても執行停止命令

を認めている特例法第十條の法意に違背する。同法條は「第二條の訴の提起があつた場合において、處分の執行に因り生ずべき償ふことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、裁判所は「行政處分の執行を停止すべきことを命ずることができることを明記して居り、議員に對する懲罰の議決の執行の停止について、特に除外例を設けていないのであるから、當然裁判所は同法條に従つてその必要ありと認めるときは、懲罰議決の執行の停止を命ずる決定をなすことができることは云うまでもないところである。その懲罰議決執行停止決定はその効果として必然的に或る程度地方自治法の自治の運営に影響を及ぼす結果を生ずることは當然であり、特例法が懲罰處分について執行停止を認めている以上右の結果は當然法の豫定認容するものと謂わなければならない。」

本件懸議の理由に謂うところの「地方議會の自主的な運営は著しく且つ不當に阻害される結果となり云々」はその論旨余りに抽象的で明確を欠くか、もし懲罰議決執行停止決定による當然の効果として生ずる地方自治體の自治運営に對する影響を意味するものとするならば(本件の執行停止決定につき、特にその不可である所に關しては何等具體的な説明がなく、單に抽象的に懲罰議決の執行停止は地方議會の運営も阻害すると主張するだけであるから右のようなことを意味するものよしか解することができない。)執行停止決定によつて當然生ずべき効果が生ずるから該決定は不當であり取消されるべきであると謂うに歸し執行停止が何故に不當であるかにつきその理由を明示したものと謂うことができない。これ死刑は人を殺す刑であるから廢止すべきだと論難し死刑廢止を主張するのと何等異なるところがない。

從つて本件異議は理由の明示を欠く不適當な異議というより外はない。(なお、本件異議の理由によれば「懲罰の議決の執行が裁判所の最終判決に基かないで決定をもつて停止されるということになれば云々」と說示し最終判決に基くときは地方議會の自主的運営の阻害にはならないが決定で停止されるときは阻害になるような趣旨のようにも見えるが何故判決の場

合には阻害にならないのに決定をもつてすればいけないのか甚だ理解に苦しむところであるがその理由を明示してないし異議の理由の主潮をなすものでもないようであるからこれを論ずることを差し控える。

要するに、本件異議は、本件申立人に對する議員除名處分につきその處分の執行を停止することの不當であることに關し、その理由の明示を欠くものであり、行政事件訴訟特例法第十條に規定する適法な異議と謂うことができないから、當然無効である。

従つて、本件異議の陳述は當裁判所がさきに本件につきなした執行停止決定に對し何等影響を及ぼすものではないが、一應形式的には異議の陳述があつたのであるから之を放置するときは色々と疑義が生ずる處があるから之を避けるため本文の通り決定する。

昭和二十七年五月二十七日

青森地方裁判所民事部

裁判長

新妻 太 郎

裁判官

小 友 末 知

裁判官

野 原 文 吉

右は正本である。

昭和二十七年五月二十七日

同 廳

裁判所 書記官

白 旗 良 司

青森議局第四一六號

昭和二十七年五月二十八日

青森縣議會議長

中 島 清 助

地方自治廳次長殿

議會の執るべき處置について

豫て係争中の〇〇對本縣議會の除名處分執行停止申立事件について青森

地方裁判所は決定を以つて除名處分の執行を停止したことに對し、内閣總理大臣から異議の陳述があつたが、今回同裁判所は別紙寫の通り執行停止を取消さない旨の決定を爲した。右に關して左記により至急何分の御回答を煩わしたい。

記

一、總理大臣の異議の決定があつた以上裁判所の爲した除名處分執行停止の決定は異議をなされた日から自動的に効力を失つたものと見做して差支ないか。

二、従つて今回青森地方裁判所によつて爲された執行停止決定を取消さない旨の決定は總理大臣の異議陳述を無効たらしめるのでなく〇〇は再度縣議會議員の身分を取得するものでないと解して差支ないか。

三、若し〇〇が實力を以て縣議會開會中議會に出席を要求する場合議長はこれに退場を命じて差支ないか。

抗 告 状

青森市大字大野字長島一番地

抗告人(被申立人)

青森縣議會

右代表者 議 長

中 島 清 助

東京都千代田區丸ノ内二丁目二番地丸ノ内ビルディング四二五區(電話和田倉四七四九・四六二二番)

右代理人 辯護士

長谷川 勉

青森市大字大野字長島百二十六番地

右代理人 辯護士

木村 美 根 三

青森縣上北郡浦野館村大字上野字上野百二十五番地

被抗告人(申立人)

某

抗告の趣旨

一、青森地方裁判所が昭和二十七年五月二十七日右當事者間の同廳昭和二十七年行モ第三號除名處分執行停止申立事件についてなした「當裁判所が昭和二十七年四月二十八日本件についてなした申立人に對する被申立人に對する被申立人の同年三月十五日附青森縣議會議員除名處分の効力の發生を當裁判所昭和二十七年行第十號縣議會議員除名處分取消請求事件の判決が確定する迄停止する旨の決定はこれを取消さない」との決定はこれを取消す。

二、青森地方裁判所が昭和二十七年三月十五日同廳昭和二十七年行モ第三號除名處分執行停止申立事件についてなした「被申立人が昭和二十七年三月十五日申立人に對してなした青森縣議會議員除名處分の効力の發生を當裁判所昭和二十七年行第十號縣議會議員除名處分取消請求事件の判決が確定するまで停止する」との決定はこれを取消すとの旨の裁判を求める。

抗告の理由

一、抗告の趣旨記載の青森地方裁判所の決定（疏甲第一號證及び疏甲第三號證）は行政事件訴訟特例法（以下特例法と略稱する）第十條第四項の規定により不服の申立をするを得ざる決定であり、且つ該決定は三權分立の理を紊し憲法第六十五條及び憲法第七十六條の規定に違反するものであり、又本來裁判すべからざるものを裁判したものであつて、憲法に適合しない決定であるから、その取消を求めるため、民事訴訟法第四百十九條の二の規定により抗告を申立てるものである。

以下更にその主張を明らかにする。

二、青森地方裁判所昭和二十七年行モ第三號事件に關する昭和二十七年四月二十八日の除名處分効力の發生停止の決定（疏甲第一號證）に對し昭和二十七年五月十四日内閣總理大臣吉田茂から同廳に對し特例法第十條第二項但書の規定により右執行を停止すべきでない旨を理由を明示して異議の陳述（疏甲第二號證）がなされた。従つて、原裁判所は該決定はその効力を失つたものとして除名處分効力發生停止の決定を取消すべき

であるに拘らず、原裁判所は總理大臣の異議が裁判所を拘束するものであることは認めながら、右總理大臣の異議の陳述（以下單に異議と略稱する）は「その理由の明示を欠くものであり、特例法第十條に規定する適法な異議と謂うことができないから當然無効である」とし、従つて、除名處分効力發生停止の決定はこれを取消さない旨の決定（疏甲第三號證）をなし、昭和二十七年五月二十七日抗告人にその送達をした。この裁判所の判斷は如何にも不可解なものであつて、前記總理大臣の異議は明らかに「議員に對する懲罰の議決は一般の行政廳による處分とは異り全く議會内部の規律を維持するための自律作用として地方自治法上認められてゐるものであるから、懲罰の議決の執行が裁判所の最終判決に基かないで決定を以て停止されるということになれば、地方議會の自主的な運営は著しく且つ不當に阻害される結果となり、延いては地方自治の本旨を害する虞れなしとはしないからである」と相當詳細なる異議の理由を示しているものであつて、これを以て「理由を明示」したことになる。又、この裁判は不可解である。原裁判所はこの理由には具體性が無いので異議の理由にはならぬものであると主張するけれども、それが明らかに青森縣議會議の運営を指示するものであることは勿論であり、又、説明は簡潔に表現せられてゐるけれども、その要領は充分に盡くされてあり、要するに縣議會の適正なる運営を圖る上において懲罰處分の執行停止の決定を適當とせざる所似を明らかにし、その趣旨を陳述することは充分に諒解し得らるるのであつて、これ以上に内閣總理大臣に對し、何を説明せよというのであるか、何を説明することが必要であるというのか、かくの如き明らかなる理由の開示あるに拘わらず、これを以て理由を明示せざる異議、従つて亦法律上無効の異議となすが如きことは、到底常識を以て判斷し得ざるところである。

三、執行停止に關する異議の効力については、原裁判所の昭和二十七年五月二十七日の決定（疏甲第三號證）は、理論上異議の絕對性を認め、その理由において

(4)「異議の陳述がなされたとき、裁判所はその異議に懸束せられて、執行停止を命ずることは出来ない。」

裁判所は異議の當、不當を審理判斷することは許されないのであり、異議の理由如何に拘らず、執行停止を命ずることはできないのである」とし、異議はその理由の如何に拘らず、その當、不當を判斷することなく、常に裁判所を拘束するとの立前を承認している。「これ、行政の最高機關である内閣總理大臣が、その執行の停止によつて不當なる行政上の阻害が生ずるものと認め、その理由を明示して異議を述べたときは、行政權の立場を尊重し、裁判所はもはや執行停止を命ずることが許されないものとしたのである。」とし、その意極めて明瞭である。

(5)しかし、「異議を陳述するには、必ず當該行政處分の執行停止によつて如何なる行政上の阻害が発生するかを具體的に説示し、執行を停止すべきでないことの理由を明示すべきことは法の要請するところである」としているが、その「具體的に説示し」というのは何を謂うのか不明であつて、少くとも如上の程度において異議の理由が明らかにせられてゐるに拘わらず、その異議の理由の明示が具體的でないとか、論旨が抽象的で明確を欠くとかの判斷は、とりもなおさず、異議の内容について審理判斷しているものであつて、これは總理大臣が廣い行政上の必要に基いてなした異議の理由を審理してこれを不満又は不備であるとして非難することに歸し、非常なる論理の矛盾であるのみならず、畢竟するに異議が適式であるか否かの判斷に名を籍りて異議の理由の内容に立入り、その當、不當の審理をするものであるこれは明らかに裁判所の行政權に對する違法、不當なる干犯となるものであり、三權の分立を紊り、即ち憲法第六十五條及び第七十六條に背反し、「新憲法は三權分立については、舊憲法に比し一層徹底した立場を採つてゐる」又、その趣意を承け司法作用と行政作用との適正なる調整のために設けられた特例法第十條第二項の精神を蹂躪するものである。

四、議會政治はいふまでもなく民主主義憲法の根幹であつて、これが運営

には議院内部の自主的且つ自律的作用に俟つところが頗る多いのである。既に國會については、憲法においても議院内部の事項に關し各種の自律的な權限を認めており、又御廳の昭和二十三年（即第一、九五一號判決に於ても）「議院内部のことは議院の自治問題として取扱ひ、同罪について同條所定の告發を起訴條件としたものと解するを相當とする」議院に於る證人の宣誓及び證言に關する法律第八條違反事件八判例集三卷七號、九〇一頁）とせられて、議員内部の自治作用が尊重せられてゐる。地方議會についても亦その理は全く同斷であつて、地方自治法第二百二十九條乃至第三百三十三條、第三百三十四條乃至第三百三十七條、その他地方議會の自律的權能が數多く認められてゐる。かくの如く、議會自治の原則、議會の自律的權能は議會政治の本質に緣由するものであつて、この原則は何人によつても努めて尊重せらるべきであり、外部からこれが容易に左右せられることになれば、議會政治の發展と生命は斷たれ、その民主的運営は崩壊する虞れがある。而して如上の意味に於て又その必要に立脚して總理大臣が陳べた本件異議の如きは、理義極めて明確なものであり、且つ裁判所がこれを充分に尊重しなければならぬことは當然すぎるほど當然なことであつて、同時にこれは正に憲法の要求するところであると云わねばならぬのである。

五、次に除名處分はその成立と同時に効力を發生するものであつて、従つて、被除名者は即時に縣議會議員たる身分を喪失するものであり、且つこれにより除名處分の法的効果は完了するのである。處分に對する出訴期間中又は訴訟の專屬中は、處分の効力が確定しないというやうなものでは決してないのであるし、又効力の發生と同時に即刻その執行を完了するところの處分である。故に、除名處分後において即ち効力發生後において處分の執行を停止するというのが如きことは、およそ法律上意味をなさないことであり、處分の執行を停止するか、しないとかいふ余地は、その場合全然殘されてゐないのである。被除名者は訴訟を提起することにより既にその喪われた資格の回復を圖る途は勿論講じ得るであら

二、訴訟代理委任狀

昭和二十七年六月一日

一通

右抗告代理人

長谷川 勉
木村 美根三

最高裁判所 御中

うけれども、執行停止の決定により暫定的にその資格を持続するという手段は最早やあり得ない筈である。この根本關係の認識に於て原裁判所は錯誤を犯しているものであつて、既に効果の完成した處分につき、その完成後に於てその執行を停止するというのである。恰も祖稅滯納處分の執行後において、その執行停止するというが如きであつて、法的不能を敢てするものである。換言すれば、除名處分の如きはその處分の性質として、所謂特別法第十條の執行停止の客體とはなり得ない性質のものである。この點については既に判例もある。或はこの點に難點を發見したものが原裁判所は「除名處分の効力の發生を停止する。」という表現を藉りて、所謂執行停止の決定をしているのであるが、既に發生し且つ完了した効力の發生を、その後において停止し得べき筈もないし、又かくの如き効力發生の停止決定を認めた何等の法の根據もない。これは裁判所自らも亦執行停止に該當し得ない處分であることを了解せるものと推斷する外はないのであつて、かくの如きは明らかに裁判すべからざる事件につき、ことさらに不法の裁判をなしたるものといふべく裁判の本義を破り、憲法に背反する裁判行爲であることは疑を容れないものと信ずる。

六、以上の次第で、抗告の趣旨記載の決定（疏甲第一號證並びに疏甲第三號證）は、明らかに憲法に違反する不當な裁判であるから、その取消を求め、本抗告に及んだ次第である。

なお、必要に應じては更に詳細なる理由書を提出する豫定である。

疏明書類

- 一、疏甲第一號證（昭和二十七年四月二十八日附決定書寫） 一通
- 二、疏甲第二號證（内閣總理大臣の異議陳述書寫） 一通
- 三、疏甲第三號證（昭和二十七年五月二十七日附決定書寫） 一通
- 四、疏甲第四號證（昭和二十七年四月九日附意見書寫） 一通

附屬書類

一、疏明書類 各通

昭和 27 年度道費豫算現計調

普通會計 歳入の部

款 項 別	前回迄の累計額	第二回定例会追加議案第一號	現 計 豫 算 額	割合 (%)
1. 道 税	5,523,161,100	—	5,523,161,100	21.83
普通 税	5,485,598,900	—	5,485,598,900	
舊 法 に よ る 税	37,562,200	—	37,562,200	
3. 公營企業及び財産收入	66,876,900	22,748,000	89,624,900	0.35
公 營 企 業 收 入	43,000,000	11,752,000	31,248,000	
財 産 收 入	7,368,700	—	7,368,700	
財 産 賣 拂 代 金	16,508,200	34,500,000	51,008,200	
4. 分擔金及び負擔金	201,834,500	5,290,500	207,125,000	0.82
負 擔 金	201,834,500	5,290,500	207,125,000	
5. 使用料及び手数料	759,821,400	6,702,700	766,524,100	3.03
使 用 料	565,354,800	2,148,900	567,503,700	
手 数 料	194,466,600	4,553,800	199,020,400	
7. 寄 附 金	118,464,000	33,723,900	152,187,900	0.60
寄 附 金	118,464,000	33,723,900	152,187,900	
8. 繰 入 金	91,917,300	140,000,000	231,917,300	0.92
特 別 會 計 繰 入 金	31,917,300	10,000,000	41,917,300	
財 産 金 繰 入	60,000,000	130,000,000	190,000,000	
9. 繰 越 金	203,372,100	357,047,400	560,419,500	2.22
前 年 度 繰 越 金	203,372,100	357,047,400	560,419,500	
10. 雑 收 入	1,624,998,800	130,641,900	1,755,640,700	6.94
辨 償 金 及 び 報 償 金	1,726,200	—	1,726,200	
物 品 賣 拂 代 金	415,782,000	2,624,600	418,406,600	
診 療 所 收 入	21,866,200	—	21,866,200	
保 健 所 收 入	57,529,500	820,000	58,349,500	
療 養 所 收 入	78,439,200	—	78,439,200	
保 養 所 收 入	38,435,900	—	38,435,900	
公 報 收 入	10,260,000	—	10,260,000	
土 地 區 畫 整 理 收 入	6,481,700	—	6,481,700	
金 庫 運 用 金 利 子	14,674,900	—	14,674,900	
貸 付 金 收 入	779,230,600	116,600,000	895,830,600	
性 病 診 療 施 設 收 入	20,835,800	1,273,500	22,109,300	
精 神 病 收 入	352,200	—	352,200	
雑 入	90,935,200	9,323,800	100,259,000	
學 校 建 築 委 託 費 收 入	88,449,400	—	88,449,400	
勞 働 會 館 收 入	0	—	0	
納 付 金	0	—	0	
11. 道 債	2,093,000,000	94,000,000	2,187,000,000	8.64

款 項 別	前回迄の累計額	第二回定例会追加議案第一號	現 計 豫 算 額	割合 (%)
道 債	2,093,000,000	94,000,000	2,187,000,000	
純 道 負 擔 計	10,683,446,100	790,154,400	11,473,600,500	45.35
2. 地方財政平衡交付金	6,085,968,500	14,090,300	6,100,058,800	24.11
地方財政平衡交付金	6,085,968,500	14,090,300	6,100,058,800	
6. 國庫支出金	7,192,049,600	532,811,200	7,724,860,800	30.54
國 庫 負 擔 金	818,667,000	2,120,000	820,787,000	
國 庫 補 助 金	5,651,805,400	530,477,700	6,182,283,100	
委 託 費	721,577,200	213,500	721,790,700	
純 國 庫 負 擔 計	13,278,018,100	546,901,500	13,824,919,600	54.65
歳 入 計	23,961,464,200	1,337,055,900	25,298,520,100	100

歳出の部

款 項 別	前回迄の累計額	第二回定例会追加議案第一號	現 計 豫 算 額	割合 (%)
1. 議 會 費	89,806,000	3,930,000	93,736,000	0.37
道 議 會 費	89,806,000	3,930,000	93,736,000	
2. 道 廳 費	2,054,360,200	7,690,500	2,062,050,700	8.15
道 職 員 費	1,907,454,400	—	1,907,454,400	
諸 費	122,700,700	7,540,500	130,241,200	
職 員 福 利 厚 生 費	13,821,100	—	13,821,100	
人 事 委 員 會 費	10,384,000	150,000	10,534,000	
3. 警察消防費	61,320,900	—	61,320,900	0.24
公 安 委 員 會 費	30,775,500	—	30,775,500	
消 防 學 校 費	26,142,900	—	26,142,900	
消 防 振 興 費	4,402,500	—	4,402,500	
4. 土 木 費	2,894,010,900	534,137,400	3,428,148,300	13.55
道 路 橋 梁 費	737,928,900	34,441,000	772,369,900	
河 川 費	793,561,900	3,148,900	796,710,800	
港 灣 費	430,361,800	7,917,500	438,279,300	
都 市 計 畫 費	61,842,300	91,000	61,933,300	
東 札 幌 土 地 區 畫 整 理 費	3,730,800	—	3,730,800	
戦 災 復 興 費	3,540,000	340,000	3,200,000	
土 木 事 業 諸 費	563,045,200	272,209,000	835,254,200	
災 害 土 木 費	300,000,000	216,670,000	516,670,000	
土 木 試 験 所 費	0	—	0	
土 木 機 械 工 作 所 費	0	—	0	
5. 教 育 費	7,451,605,700	76,675,300	7,528,281,000	29.76
教 育 委 員 會 費	133,959,300	—	133,959,300	
小 學 校 費	3,112,739,600	—	3,112,739,600	
中 學 校 費	1,968,117,000	—	1,968,117,000	
高 等 學 校 費	1,290,501,500	1,500,000	1,292,001,500	

款 項 別	前回迄の累計額	第二回定例会追加議案第一號	現 計 豫 算 額	割合 (%)
定 時 制 高 等 學 校 費	401,133,900	—	401,133,900	
盲 ろ う 學 校 費	145,886,700	5,064,300	150,951,000	
通 信 教 育 費	1,706,200	—	1,706,200	
教 育 諸 費	267,195,900	59,275,500	326,471,400	
社 會 教 育 費	27,875,800	5,682,000	33,557,800	
保 健 體 育 費	91,724,000	5,153,500	96,877,500	
教 育 財 産 費	10,765,800	—	10,765,800	
6. 社會及び勞働施設費	2,254,009,500	45,739,800	2,299,749,300	9.09
生 活 保 護 費	1,023,364,400	—	1,023,364,400	
民 生 福 祉 費	211,839,400	7,723,100	219,562,500	
災 害 救 助 費	2,742,300	3,238,600	5,980,900	
引 揚 援 護 對 策 費	182,030,000	—	182,030,000	
兒 童 福 祉 費	151,336,800	—	151,336,800	
婦 人 福 祉 費	25,917,000	190,000	26,107,000	
世 話 諸 費	13,940,800	729,600	14,670,400	
國 民 健 康 保 險 費	179,495,400	—	179,495,400	
地 方 勞 働 委 員 會 費	24,413,600	—	24,413,600	
住 宅 費	57,615,300	11,955,000	69,570,300	
公 園 費	12,236,600	—	12,236,600	
勞 政 諸 費	57,297,400	3,272,100	60,569,500	
失 業 對 策 諸 費	224,194,400	1,213,500	225,407,900	
職 業 補 導 費	87,586,100	387,900	87,974,000	
職 傷 病 者 援 護 費	0	17,030,000	17,030,000	
勞 働 費	0	—	0	
失 業 對 策 費	0	—	0	
7. 保健衛生費	807,597,800	48,970,000	856,567,800	3.39
保 健 所 費	74,609,100	2,458,000	77,067,100	
傳 染 病 預 防 諸 費	57,976,600	25,824,000	83,800,600	
性 病 預 防 諸 費	58,529,900	1,273,500	59,803,400	
結 核 預 防 諸 費	339,956,600	4,629,200	344,585,800	
環 境 衛 生 諸 費	64,655,200	6,010,000	70,665,200	
公 衆 衛 生 普 及 指 導 費	6,413,400	—	6,413,400	
優 生 保 護 諸 費	51,450,300	7,048,000	58,498,300	
保 健 指 導 諸 費	7,928,400	531,500	8,459,900	
衛 生 調 査 諸 費	2,811,600	—	2,811,600	
衛 生 科 學 研 究 費	16,270,200	—	16,270,200	
保 健 對 策 費	25,952,500	908,000	26,860,500	
醫 務 諸 費	23,278,400	200,000	23,478,400	
藥 事 諸 費	77,765,600	87,800	77,853,400	
8. 産業經濟費	6,074,638,100	349,439,000	6,424,077,100	25.39
農 業 費	372,884,300	143,479,000	516,363,300	
農 業 取 締 所 費	448,200	—	448,200	
農 業 調 習 所 費	5,776,600	2,400,000	8,176,600	
協 同 農 業 普 及 費	46,327,000	6,716,000	53,043,000	
農 村 經 濟 科 學 研 究 所 費	3,680,300	—	3,680,300	
農 業 試 驗 場 費	57,838,200	8,845,900	66,684,100	

款 項 別	前回迄の累計額	第二回定例会追加議案第一號	現 計 豫 算 額	割合 (%)
種 畜 場 費	33,465,900	1,027,300	34,493,200	
種 畜 場 復 舊 費	37,031,400	—	37,031,400	
種 羊 場 費	20,365,100	—	20,365,100	
畜 産 業 費	252,321,000	16,189,600	268,510,600	
農 業 經 濟 費	16,918,600	7,000,000	23,918,600	
農 業 協 同 組 合 諸 費	230,837,500	—	230,837,500	
林 業 費	966,625,700	4,309,000	970,934,700	
林 業 指 導 所 費	125,262,900	—	125,262,900	
水 産 業 費	537,933,900	15,511,000	553,444,900	
水 産 試 験 場 費	35,395,400	6,900,000	42,295,400	
水 産 孵 化 場 費	38,163,500	1,073,900	39,237,400	
水 産 練 習 所 費	7,682,500	—	7,682,500	
商 工 業 費	488,658,600	1,181,000	489,839,600	
工 業 試 験 場 費	45,581,200	33,000,000	78,581,200	
度 量 衡 器 檢 定 所 費	8,588,100	—	8,588,100	
觀 光 事 業 費	47,798,600	1,650,000	49,448,600	
農 業 委 員 會 費	86,141,800	42,945,600	129,087,400	
農 地 費	36,815,700	6,664,400	43,480,100	
開 拓 事 業 費	1,500,514,100	30,762,000	1,531,276,100	
耕 地 事 業 費	1,056,587,000	19,784,300	1,076,371,300	
電 力 開 發 調 査 費	14,010,000	—	14,010,000	
電 源 開 發 促 進 費	985,000	—	985,000	
9. 財 産 費	161,517,000	120,000,000	281,517,000	1.11
財 産 管 理 費	3,208,600	—	3,208,600	
職 員 住 居 施 設 費	45,951,900	—	45,915,900	
廳 舍 營 繕 費	108,715,000	120,000,000	228,715,000	
營 繕 諸 費	3,641,500	—	3,641,500	
勸 業 資 金 積 立 金	0	—	0	
10. 統 計 調 査 費	31,588,200	1,023,300	32,611,500	0.13
統 計 調 査 費	31,588,200	1,023,300	32,611,500	
11. 選 舉 費	15,803,600	6,980,000	22,783,600	0.09
選 舉 管 理 委 員 會 費	10,322,600	150,000	10,472,600	
選 舉 諸 費	5,481,000	6,830,000	12,311,000	
12. 公 債 費	286,074,300	—	286,074,300	1.13
元 利 償 還 金	264,232,300	—	264,232,300	
利 金 取 扱 費	21,842,000	—	21,842,000	
公 金 取 扱 費	0	—	0	
13. 諸 支 出 金	824,031,600	119,802,600	943,834,200	3.73
徵 稅 費	166,676,700	—	166,676,700	
監 査 諸 費	11,958,700	168,000	12,126,700	
地 方 振 興 費	98,726,100	23,439,000	122,165,100	
繰 出 金	320,823,800	3,700,900	324,524,700	
諸 費	225,846,300	92,494,700	318,341,000	
14. 豫 備 費	2,791,400	—	2,791,400	0.01

款 項 別	前回迄の累計額	第二回定例会追加議案第一號	現 計 預 算 額	割合 (%)
預 備 費	2,791,400	—	2,791,400	
15. 震 災 對 策 費	952,309,000	22,668,000	974,977,000	3.86
震 災 對 策 費	952,309,000	22,668,000	974,977,000	
歳 出 合 計	23,951,464,200	1,337,055,900	25,298,520,100	100

に関する住民投票の結果調

○住民投票を行った町 24町
○廃止に決定した町 23町
○維持に決定した町 1町

自治警を存置する町 40町
27.6.1現在

無効無効		賛成	反対	決 定	移 管	参 考						
投票数	投票率	票 数 (比率)	票 数 (比率)	廃止、維持 共同維持の 別	年 月 日	議 決 年 月 日	賛否内譯			議員 定数	人 口 面 積	所 管 地 區 署
							賛 廢	否 存	其 他			
71	2.2%	2,409 (74.5%)	821 (25.5%)	廢 止	27. 6. 1	27. 4. 17	17	5	1	30	31,647人 187,642平方	江 別
32	2.4	918 (64.5)	504 (35.5)	廢 止	27. 4. 1	26. 9. 20	10	9	—	22	8,761 174,732	松 前
18	1.1	1,050 (68.4)	484 (31.6)	廢 止	26.10. 1	26. 8. 28	14	5	—	22	6,705 17,937	松 前
22	0.7	2,307 (81.3)	529 (18.7)	廢 止	27. 6. 1	27. 3. 10	28	—	—	30	24,294 311,339	森
26	1.2	1,686 (71.8)	499 (22.8)	廢 止	27. 6. 1	27. 4. 28	13	3	—	26	13,401 287,231	八 雲
63	1.7	2,811 (77.7)	806 (22.3)	廢 止	26.10. 1	26. 9. 8	21	2	—	26	20,525 546,176	八 雲
24	1.6	521 (38.2)	812 (60.3)	維 持		26. 10. 6	11	7	—	22	6,060 126,611	
148	2.3	3,424 (71.2)	1,379 (28.8)	廢 止	27. 6. 1	27. 4. 30	21	5	—	30	25,619 187,729	岩見澤
247	2.2	8,276 (75.3)	2,709 (24.7)	廢 止	27. 6. 1	27. 4. 24	20	5	—	30	54,476 325,605	三 笠
73	1.3	3,576 (69.3)	1,730 (30.7)	廢 止	27. 6. 1	27. 4. 15	19	2	—	26	22,563 202,891	栗 山
17	0.7	1,677 (75.9)	531 (24.1)	廢 止	26.10. 1	26. 9. 1	15	7	—	26	12,937 34,395	深 川
36	0.8	3,649 (83.6)	716 (16.4)	廢 止	26.10. 1	26. 8. 17	22	1	—	26	20,345 305,123	富良野
26	0.6	3,226 (75.9)	1,022 (24.1)	廢 止	26.10. 1	26. 9. 8	13	12	—	30	23,131 205,250	名 寄
42	1.2	2,357 (69.6)	1,028 (30.4)	廢 止	26.10. 1	26. 9. 6	18	12	—	30	20,880 152,739	士 別
63	1.9	2,324 (72.9)	863 (27.7)	廢 止	26.10. 1	26. 8. 30	14	8	—	26	17,664 403,387	羽 幌
27	1.4	1,439 (77.9)	379 (20.8)	廢 止	26.10. 1	26. 8. 23	19	3	—	22	9,091 356,190	天 鹽
20	1.3	1,965 (71.6)	779 (28.4)	廢 止	27. 6. 1	27. 3. 31	23	—	—	26	16,026 217,226	遠 軽
23	0.8	2,129 (77.1)	631 (22.9)	廢 止	27. 4. 1	26.10. 5	16	6	—	26	21,104 436,567	美 幌
36	2.3	1,133 (74.5)	387 (25.5)	廢 止	27. 4. 1	26.10. 9	18	—	—	26	15,356 741,982	斜 里
35	1.7	1,328 (68.0)	627 (32.0)	廢 止	26.10. 1	26. 8. 29	15	8	—	26	11,241 281,774	伊 達
44	1.1	3,113 (81.6)	701 (18.4)	廢 止	26.10. 1	26. 7. 16	19	—	—	22	11,004 1,062,831	新 得
40	1.7	1,921 (82.1)	418 (17.9)	廢 止	27. 6. 1	27. 4. 20	17	—	—	22	9,909 595,531	廣 尾
25	1.5	1,230 (75.6)	397 (24.4)	廢 止	27. 6. 1	27. 4. 27	18	3	—	26	15,066 526,434	厚 岸
16	0.8	1,576 (82.2)	341 (17.8)	廢 止	26. 10. 31	26. 7. 30	23	—	—	30	20,222 54,645	根 室
1,174	1.5	56,045 (74.5)	19,093 (25.5)	廢 止 維	26.10. 1 (11) 27. 4. 1 (3) 27. 6. 1 (9)		414	103	1	628	428,092 7,375,370	

自治體警察の維持又は廢止

支 廳 別	町 村 名	住民投票を行う事由別				投票期日 (告示月日)	投票當日 の有権者數	投 票 者 數	棄 權 者 數	投票率 投票數	有 効 投票數
		A財政上議會の議決の通知の年月日	B警察力強化住民の請求の受理の年月日	議決の請求の年月日	議決の年月日						
		C警察人事	議決の請求の年月日								
石 狩	江 別 町	A	議 決	27.4.18	27.5.11 (27.4.21)	15,101	3,301	11,800	21.9	3,230	
渡 島	福 島 町	A. B	〃	26.9.23	26.10.25 (26.10.5)	4,255	1,454	2,801	34.2	1,422	
	松 前 町	A. B	〃	26.8.27	26.9.20 (26.8.31)	3,219	1,552	1,667	48.2	1,534	
	森 町	A. B	〃	27.3.10	27.3.30 (27.3.10)	11,730	2,858	8,872	24.4	2,836	
	長 萬 部 町	A	〃	27.4.28	27.5.11 (27.4.29)	6,621	2,211	4,410	33.4	2,185	
	八 雲 町	A	〃	26.9.8	26.9.28 (26.9.8)	9,706	3,680	6,026	37.9	3,617	
檜 山	瀬 棚 町	A	〃	26.10.6	26.10.27 (26.10.7)	2,805	1,358	1,447	48.4	1,333	
空 知	栗 澤 町	A	〃	27.4.30	27.5.20 (27.4.30)	12,164	4,951	7,213	40.6	4,803	
	三 笠 町	A. B	〃	27.5.18	27.5.18 (27.4.20)	25,858	11,232	14,626	43.4	10,985	
	栗 山 町	A	〃	27.4.16	27.5.10 (27.4.16)	10,794	5,379	5,415	49.8	5,306	
	深 川 町	A. B	〃	26.9.1	26.9.21 (26.9.11)	6,471	2,225	4,246	34.4	2,208	
上 川	富良野町	A. B	〃	26.8.19	26.9.12 (26.8.22)	9,580	4,401	5,179	45.9	4,365	
	名 寄 町	A. B	〃	26.9.8	26.9.29 (26.9.9)	11,241	4,274	6,967	38.0	4,248	
	士 別 町	A. B. C	〃	26.9.6	26.9.27 (26.9.7)	10,350	3,427	6,923	33.1	3,385	
留 萌	羽 幌 町	A. B	〃	26.8.30	26.9.25 (26.9.5)	8,594	3,250	5,344	37.8	3,187	
	天 鹽 町	A. B	〃	26.8.23	26.9.20 (26.9.1)	4,344	1,845	2,499	42.5	1,818	
網 走	遠 軽 町	A	〃	27.3.31	27.4.27 (27.4.7)	7,483	2,764	4,719	36.9	2,744	
	美 幌 町	A	〃	26.10.9	26.10.29 (26.10.9)	9,523	2,783	6,740	23.2	2,760	
	斜 里 町	A. B	〃	26.10.30	26.10.30 (26.10.11)	7,318	1,556	5,762	21.1	1,520	
膽 振	豊 浦 町	A	〃	26.8.30	26.9.20 (26.8.31)	5,075	1,990	3,075	39.2	1,955	
十 勝	新 得 町	A. B	〃	26.7.16	26.8.22 (26.7.26)	5,289	3,858	1,431	72.9	3,814	
	廣 尾 町	A. B	〃	27.4.20	27.5.15 (27.4.25)	4,859	2,379	2,480	48.8	2,339	
釧 路 國	厚 岸 町	A	〃	27.4.27	27.5.17 (27.4.27)	7,334	1,652	5,682	22.5	1,627	
根 室	根 室 町	A. B	〃	26.7.30	26.9.1 (26.8.11)	10,724	1,933	8,791	18.0	1,917	
合 計						210,438	76,313	134,115	36.2	75,138	

備考 ① その後住民投票を行つて廢止と決定せるものは「沼田町」にて投票日は6月10日、廢止賛成1,903票、反對1,626票であつた。

② 町會で廢止議決せるもの、壽都町。

雜 錄

行政疑義問答集

○立候補辞退した者に對する供託金について

(昭二七、五、一 全選發第二三三號)
(大阪府選管委員長宛 全選事務局局長回答)

問 本市市長選挙について次の事例を生じたのでありますが公職選挙法第九十三條第二項中「期日前十日以内」に疑義あるにつき何分の御教示賜りたく照會致します。

四月十二日 選挙期日の告示

四月二十二日 立候補届出最終日

五月二日 選挙期日

右の場合四月二十二日立候補辞退した者に對して供託金を還付すべきや否や。(岸和田市選管重接質疑)

答 「選挙の期日前十日以内」とは、選挙の期日の前日を第一日目として逆算し、十日目以内(従つて、十日目を含む。)の意であるから、所問の四月二十二日に立候補辞退した者については、供託金を返還すべきではない。

○議員當選訴訟における疑義について

(昭二七、五、二〇 全選發第二五〇號)
(宮崎縣選管委員長宛 全選事務局局長回答)

問 村議會議員選挙においてA、Bの得票数同数のためくじによりAが當選人となり、Bが次點となつたが、Bより當選(投票)の効力に關する異議申立がなされ村委員會ではAの當選取り消しの決定をしたのでAより訴訟の提起がなされたが縣委員會はこれを却下の議決をし村委員會の

決定を支持した。それでAは高等裁判所に訴訟提起中のところAは議員の職を辭したが訴訟の取下げは行わすなお選舉人である場合においては左記により處理してよいか。

一、A、Bの得票数同數であるので訴訟係屬中と雖もBの繰上補充は行うことができるか。

二、繰上できるとすれば訴訟確定により縣委員會勝訴の場合は改めてBの當選告示の必要はないか。

三、1 A勝訴の場合A、B間に得票差ができたときは繰上事故發生は選舉期日後三ヶ月を経過しているのでBの繰上による當選を取消す。

2 A勝訴の場合A、Bの得票数同數のときはBの繰上げによる當選を取消す必要はない。

答 一、できる

二、Bの當選告示の必要はない。

三、1 當選の無効を宣言する意味をもつて取り消の措置をとるべきである。

2 お見込の通り。

○當選争訟の疑義について

(昭二七、五、六 全選發電文回答)
(宮崎縣選管委員長宛 全選事務局局長回答)

問 當選争訟において當選取消の裁決を受け訴訟提起中の者が辭職したが選舉權を有するときは取下げない限り訴訟は繼續するや。

答 電照の當選訴訟の件繼續する。ノ

○投票の効力について

(昭二七、五、一九 全選發第二四八號)
(富山縣選管委員長宛 全選事務局局長回答)

問 本市の市長選挙は來る五月二十五日執行されるのであるが候補者中堀健治(昭和二十一年一月より十カ月間市長に在職)の親族關係において、祖父に當る「堀二作」分家に當る「堀豊」はいずれも高岡市長の經

歴を有している。(堀豊は生存している。)又叔父に當る「堀四郎」は昭和二十二年と昭和二十三年の二回に亘つて市長選挙に立候補している。なお、告示後地方新聞の記事中今回立候補した「堀健治」を「堀四郎」と誤つて報道した(後で訂正した)實例がある。従つて選挙人の候補者の氏名記載に當つて混記(誤記)するおそれもあると考えられる。この場合において投票記載中「堀二作」「堀四郎」と書いた投票は「堀健治」の投票と認め、有効として、取扱うことができるか、公職選挙法第六十七條の規定もあり、至急返さう。

参考事項

一、昭和二十二年の市長選挙のとき「堀四郎」が立候補したとき、無効投票中「堀二作」「堀豊」「堀健治」と書いた投票が相當多數あつたため落選した例があつた。(高岡市選挙直接質疑)

答 所問の場合においては、明瞭に「堀二作」「堀豊」「堀四郎」と記載されている投票は、堀健治の有効投票と考えることはできない。

○不在者投票の疑義について

(昭二七、五、二〇) 全選發第二五二號
(徳島縣選挙委員長宛) 全選事務局長回答

問 正式手續を経て不在者投票を行つた者が自己の投票した公選の候補者が選挙の期日前に死亡したのでさきの投票を撤回し改めて再投票を願出でた場合、これを受理し再投票を行わせることができるか。なお、本委員会は投票は選挙の當日行ふのが原則であつて不在者投票はあくまで例外的便宜規定であるから一旦投票した以上みだりにこれを變更することは許されないもので、たとえ事實死亡に相違なくともこれを受理すべきでないとして解している。又更にこれを深く検討するに公職選挙法においては、投票の秘密は絶対に犯すべからざるものであり、且つ一人一票が原則である以上これを認めることはできないもので假にこれを受理した場合においては却つて候補者の死亡を理由に悪用される虞もあると思料されるものであるが如何。

答 再投票を行わせることはできない。

○捺印の効力について

(昭二七、五、二七) 全選發第二五六號
(兵庫縣選挙委員長宛) 全選事務局長回答

問 捺印は社會通念上、捺印し同等の効力を有するから捺印として取扱うべきである(地方自治法精義 金丸三郎著三七頁)

署名簿に押した捺印の効力

答 捺印でも差支えない。

外二件(全選選舉管理委員會事務局編選舉關係實例判例集全七一〇頁) 右の通り解説があります。しかし法律上印章の定義が見當りません。

しかし捺印は捺印に代りうるも、その範圍はさまで廣くないとの學説があります。この廣くないとの解釋は、捺印を印章と認める場合もありとの説明なりと解します。この捺印を捺印の代りに使用することを許容する特例の場合は末記のとおり戸籍法施行規則及び刑事訴訟規則並びに舊刑事訴訟法の如く明文で規定したる場合に限る。明文なき場合は、擴張解釋を許さずと解します。今地方自治法、又同施行令の直接請求に關する署名の規定を調べましたが捺印を以て捺印に代る規定がありません。故に重ねて捺印の効力につき御教示願います。なお、印章は文字を主とし記號は認めません。しかし捺印は文字と違います故、捺印の鮮明又不鮮明は捺印の有効無効を決定するのに必要でありますか。

尤も捺印で文章を偽造使用した場合の犯罪は本件と關係なしと考えます。

戸籍法施行規則第六二條 届出人、申請人その他の者が署名し印を押すべき場合に印を有しないときは、署名するだけで足りる。署名することができないときは、氏名を代書させ印を押すだけで足りる。署名することができず、且つ印を有しないときは、氏名を代書させ捺印するだけで足りる。前項の場合には書面にその事由を記載しなければならぬ。

刑事訴訟法規則第六一條

署名捺印の特則

官吏その他の公務員以外の者が署名捺印すべき場合に、署名することができないときは、他人に代書させ捺印することができないときは指印しなければならぬ。

舊刑事訴訟法第七十四條

官吏又は公吏に非らざる者の署名捺印すべき場合においても、署名すること能はざるときは、他人をして代書せしめ捺印すること能はざるときは花押又は拇印すべし。(明石市選管直接質疑)

地方自治法の直接請求に關する捺印においては拇印をもつて捺印に代えることができるものと解する。

拇印が、その同一性を判斷し得ない程度に不鮮明な場合を除き有効と解する。

○教育委員が全員欠けた場合の補欠選舉について

(昭二七、五、一五 全選發電文回答)
(愛媛縣選管委員長宛 全選事務局局長回答)

問 任期前六カ月以内に教育委員全員が欠けた場合、六月以内に任期が満了する委員の補欠選舉をすべきか、するとすればその根據如何。

答 行うことはできない。

○教育委員の繰上補充について

(昭二七、五、二六 全選發電文回答)
(愛媛縣選管委員長宛 全選事務局局長回答)

問 昭和二十三年十月五日執行の教育委員會の委員選舉によつて、選出された委員の補充は、同選舉における次點者(同選舉で二年委員として選出され既に任期満了している者)を繰上げる。又昭和二十五年十一月十日執行の教育委員會委員選舉により選出された委員の補充は法定得票數を得たもので當選人とならなかつた者はないから補欠選舉によつて、これ

を補充するものと解してよい。

答 お見込の通り。

○選舉爭訟における疑義について

(昭二七、五、二〇 全選發第二五一號)
(愛媛縣選管委員長宛 全選事務局局長回答)

問 町議會における町長不信任議決により町長は議會を解散し、議員選舉が執行されたところ、町長は裁判所に對し該不信任議決の効力について訴(無効確認請求)を提起すると共に、別途選舉人より同町選舉管理委員會に對し該不信任議決の無効を理由として、その議決に基く同選舉の効力に關し異議を申し立てた。

この場合において

(一) 右の異議申立は、選舉の規定に關するものではないから、議決の効力に關する訴訟の判決を俟たずに棄却し得ると解するが如何。

(二) によつて棄却の決定又は裁決を行つた後、該不信任議決の無効を確認する旨の判決があつたときは、選舉の結果確定後においても、該選舉は當然に無効になると解するが如何。

答 (一) 所問の場合はお見込の通り。

(二) お見込の通り。



圖書室だより

○新購入圖書紹介

書名	著者
南方熊楠全集 七	瀧澤敬三
世界歴史事典 10	下中彌三郎
大日本分縣地圖	佐々木恭一
法律學講座 1	弘文堂
新判例大系 刑事法編 3	新日本法規株式會社
日本無罪論	田中正明
昭和の動亂上	重光葵
大本營發表	松村秀逸
聯合艦隊	草鹿龍之助
人情馬鹿	高田保
あたらしい式辭演說集	鹽見惠峯
式辭挨拶演說集	大日本雄辯會講談社

○各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名	受贈先
入門期におけるローマ文字の學習指導	文部省
日本の教育費比較と圖解	同
昭和二十五年文部省第七八年報	同
學校醫學校齒科醫勤務狀況調	文部省初等中學教育局
學生の齒に關する調査報告	同
學生の發育(地域別身長別體重身長)	同
別駒園等)に關する調査報告	文部省初等中學教育局
學生の眼に關する調査報告	同
わが國學生體位變遷の概要	同
ユニセフ粉乳給食の效果に關する	同

調査報告	同
これからの敬語	文部省
職場のレクリエーション	同
國語審議會の記録	同
昭和二十五年第二十七次農林省統計表	農林省農業改良局統計調查部
農家の租税公課諸負擔に關する調査	同
本邦現行統計資料解題	總理府統計局圖書館
受胎調節に關する世論調査	總理府國立世論調查所
中小企業に關する世論調査	同
毎月勤勞統計調査結果表	同
家内労働の實情	同
有利な山林の經營	同
森林火災國營保險事業統計表	同
電氣試驗所調査報告	同
電氣試驗所研究報告	同
米國貿易協定計畫の運用その四	同
關稅及び貿易に關する一般協定第十九條による關稅讓許のアメリカ合衆國による撤回に關する報告	同
保護の目的をもつて又は貿易上のその他の目的をもつて適用せられる數量的制限	同
關稅及び貿易に關する一般協定	同
國際收支擁護のための數量的輸入制限の使用	同
電話電信料金手帖	北陸電氣通信局周知調查部
地方自治月報 一〇・一一號	地方自治廳
會計検査院年報	事務總長官房調查課
獨立日本と二つの平和	日本國際連合協會
監査意見集録 第二輯	道監査事務局
地方行政調査委員會議資料	全國議長會
本道金屬鑛山における肺病の實狀	北海道立勞働科學研究所

北海道金屬鑛山統計資料集成業態編	同
函館市を中心とする道南地區工業地帶調査報告	道商工業振興對策委員會
北海道經濟動向の分析	道商工業部交易觀光課
建設省關係法律の解説	建設大臣官房弘報課
北海道立衛生研究所報 第三集	道立衛生研究所
北海道消費實態調査報告	道總務部統計課
昭和二十六年北海道常住人口調査報告	同
地方公務員法質疑應答集	道總務部人事厚生課
地方自治に關する世論調査	道總務部知事公室弘報課
福島縣の林業	福島縣林務部
山村經營實態調査	同
群馬縣財政狀況一覽	群馬縣議會事務局
神奈川公論 六月號	神奈川縣議會事務局
農家の友 五・六月號	道農業改良普及協會
職業安定 四月號	道勞働部
教育月報 五月號	道教育委員會
水産月報 四・五月號	水産廳
世界月報 二・三月號	外務省情報文化局
施設	電氣通信施設局
電氣通信經營月報 四月號	電氣通信省
電氣試驗所彙報 五月號	電氣試驗所
通產統計月報 三・四月號	通商產業省
農林時報 五月號	農林省
宮城縣議會時報 六月號	宮城縣議會事務局
群馬縣議會時報	群馬縣議會事務局
東京都議會月報 四・五月號	東京都議會事務局
東京縣議會月報 六月號	東京縣議會事務局
福井縣議會月報 九月號	福井縣議會事務局
奈良縣議會月報 五・六月合併號	奈良縣議會事務局
兵庫縣議會月報 四・五月號	兵庫縣議會事務局
山口縣議會月報	山口縣議會事務局
熊本縣議會月報 五月號	熊本縣議會事務局

昭和二十七年七月二十日發行

北海道議會時報

第四卷第七號

編集 北海道議會事務局調査課

發行 北海道議會事務局

電話②一、八二〇番